

平成27年第1回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第1日目)

平成27年3月5日(木曜日) 午前9時30分開会

- 第1 会議録署名議員の指名(4名)
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第25号 オホーツク町村公平委員会委員の選任について
- 第4 議案第4号 平成26年度訓子府町一般会計補正予算(第11号)について
- 第5 議案第5号 平成26年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 第6 議案第6号 平成26年度訓子府町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について
- 第7 議案第7号 平成26年度訓子府町介護保険特別会計補正予算(第3号)について
- 第8 議案第8号 平成26年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 第9 議案第9号 平成26年度訓子府町水道事業会計補正予算(第4号)について
- 第10 平成27年度予算の提案にあたって
- 第11 議案第18号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第20号 訓子府町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第21号 訓子府町道路占用条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第23号 訓子府町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第10号 平成27年度訓子府町一般会計予算について
- 第16 議案第11号 平成27年度訓子府町国民健康保険特別会計予算について
- 第17 議案第12号 平成27年度訓子府町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第18 議案第13号 平成27年度訓子府町介護保険特別会計予算について
- 第19 議案第14号 平成27年度訓子府町下水道事業特別会計予算について
- 第20 議案第15号 平成27年度訓子府町水道事業会計予算について

○出席議員（10名）

1番	小林	一甫	君	2番	佐藤	静基	君
3番	西山	由美子	君	4番	安藤	義昭	君
5番	上原	豊茂	君	6番	橋本	憲治	君
7番	工藤	弘喜	君	8番	河端	芳惠	君
9番	山本	朝英	君	10番	余湖	龍三	君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町	長	菊池	一春	君
副町	長	佐藤	明美	君
総務課	長	森谷	清和	君
企画財政課	長	伊田	彰	君
町民課	長	八鍬	光邦	君
福祉保健課	長	渡辺	克人	君
農林商工課	長	村口	鉄哉	君
建設課	長	佐藤	正好	君
上下水道課	長	遠藤	琢磨	君
会計管理者		佐藤	純一	君
教育	長	林	秀貴	君
管理課	長	山内	啓伸	君
社会教育課	長	山本	正徳	君
社会教育課業務監		元谷	隆人	君
幼稚園・保育園・子育て支援				
センター事務長・児童センター長		中山	信也	君
図書館	長	三好	寿一郎	君
農業委員会事務局	長	竹村	治実	君
教育委員	長	飯田	洋司	君
監査委員		山田	稔	君
農業委員会	長	清井	敏行	君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局	長	森谷	勇	君
議会事務局	係長	本庄	朋美	君

◎開会の宣告

- 議長（橋本憲治君） 皆さん、おはようございます。
それでは、定刻になりました。
ただいまから、平成27年第1回訓子府町議会定例会を開会いたします。
本日の出欠報告をいたします。本日は、全議員の出席であります。
なお、仁木選挙管理委員長から、本日欠席する旨の報告がありました。
なお、仁木選挙管理委員長においては、今定例会閉会までの欠席であります。

◎開議の宣告

- 議長（橋本憲治君） 直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりでございます。

◎諸般の報告

- 議長（橋本憲治君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。
○議会事務局長（森谷 勇君） それでは、ご報告申し上げます。
本定例会の説明員並びに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりであります。
本定例会に、町長から提出されております案件につきましては、議案が22件であります。その他、請願が1件、議長からの報告が3件であります。
以上でございます。
○議長（橋本憲治君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（橋本憲治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、8番、河端芳恵君、9番、山本朝英君、10番、余湖龍三君、1番、小林一甫君を指名いたします。

◎会期の決定

- 議長（橋本憲治君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から3月16日までの12日間といたしたいと思っております。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

- 議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。
よって、会期は12日間と決定いたしました。

◎町長挨拶

- 議長（橋本憲治君） ここで、本定例会の招集にあたり、菊池町長から、ご挨拶がございますので、発言を許します。

町長。

○町長（菊池一春君） ただいま、議長のお許しをいただきましたので、本定例町議会招集のご挨拶を申し上げます。

本日、第1回定例町議会を招集申し上げましたところ、全員のご出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

昨年の12月17日の豪風雨以来、今年は異常気象ともいえる豪雪が毎週のごとく降り続いて除雪体制も大変厳しい状況の中で職員は過ごしていると思えますけれども、同時に農家の皆さんのハウスの除雪、あるいはまた沿線道路の歩道関係の除雪等、町民の皆様は非常にご苦労されながらこの雪との戦いを毎日しているものと推察するところでございます。幸いにして農家のハウスの倒壊等の報告は私のところには、本町においては入っておりませんが、特別交付税も小清水町を中心として、豪雪地帯に対する特別措置を国は決めてくれたようでございますけれども、いずれにしてもまきつけが始まっておりますし、この出来秋が実り多いものになることをご祈念申し上げまして、私どもにとりましては最後の定例町議会の開会にあたってのご挨拶と、同時にまた私自身がこの4年間、2期目の4年間行ってまいりました町政についての総括をさせていただきたいと考えているところでございます。同時にまた、先の第4回の定例町議会におきまして、小林一甫議員の一般質問において、私自身の所信表明、立起に対する考え方の質問を受けたところでございます。先般の議会の答弁では、私自身がもう少し時間をいただきたいということをもって答弁にさせていただきました。このことは、さまざまな理由が私の中にもございましたけれども、とりわけスポーツセンターの耐震結果がどのような結果になるのか。あるいはまた、来年予定している子育ての中心的な役割を担う認定こども園の実施設設計結果がどのようなかたちになるのかということも含めて、3期目を担う者はそれ相当の決意を持って進めていかなければならないという状況の中で、昨年内中は見極めたいという思いもございまして、ある意味での慎重を期して決意表明を遅らせたということが状況でございます。ご存じのとおり先般の2月14日でございますけれども、マスコミ各社にご連絡をさせていただきまして、私自身が3期目の決意を改めて報道に発表した次第でございます。その後も毎日新聞や読売新聞等々の大手新聞社からも私のほうに確認のお電話をいただいているところでございまして、第3期目に向かって挑戦をさせていただきたいという報道に対する私自身の考え方の意思表示をしているところでございます。2月14日にも申し上げましたけれども、第3期の立候補にあたっては、来年、開基120年を本町は迎えるにあたります。明治30年に高知県民13戸45人が入植されて120年の年を迎えますし、同時にまた第6期の総合計画の、5期の総括と改めて向こう10年間の6期の総合計画の策定ということも、もう矢継早にやらなければならないことが控えております。開基120年は、まさに未来を子どもたちに託す思いから、今までの町民の元気とすべての町民にやさしいまちづくりをあわせて子どもたちの笑顔が輝くまちづくりを中心として進めていきたいということを報道関係に発表したところでございます。この後、総括についても冒頭申し上げましたとおり、一般質問でも出ておりますから答弁もさせていただきながら、私の考え方を説明をさせていただきたいと思っております。

冒頭になりましたけれども先の一般質問に対するそれ以降の立起表明の決意の経過を述べさせていただきます。冒頭のご挨拶にかえさせていただきたいと思っております。同時にま

た、これらの経過についてもご理解をいただきたいと思います。

それでは、最初に、平成26年度各会計の補正予算であります。そのほとんどが年度末における整理予算でございます。後年度に実施が見込まれる大型事業や地方債借り入れに伴う将来負担などに備えての財源対策なども含めて提案をさせていただいているところでございます。

最初に、一般会計の歳入の主なものといたしまして、まず、町税では、農業所得の減などにより町民税・個人の均等割、所得割の減額、普通交付税の決定に伴う追加、歳出の財源調整のための基金繰入金の追加、その他、事業の決定、あるいは決算見込みに基づく整理予算などに伴う追加、または減額補正をさせていただいているところでございます。

歳出の主なものとしましては、総務費では、今後の大型事業や地方債借り入れに伴う後年度負担に備えて、減債基金、社会資本整備基金、地域活性化基金など2億9,747万5千円の追加など、追加・減額あわせて総務費全体では2億9,276万4千円の追加補正をお願いしているところでございます。

民生費でございます。

財源補てん分3,809万6千円を含め、国民健康保険特別会計繰出金3,987万9千円の減額、支給実績の減に伴う臨時福祉給付金1,255万円の減額、介護保険給付費及び事務費の減に伴う介護保険特別会計繰出金276万円の減額、療養給付費の減少に伴う後期高齢者医療費1,210万5千円の減額など、民生費全体で8,324万8千円の減額補正。

衛生費では、水道事業における配水管移設・新設、老朽管更新にかかる事業費減に伴いまして、水道事業会計への一般会計からの出資金280万3千円の減、申込み件数が少なかったことによる太陽光発電システム導入費補助金252万円の減など、全体で842万3千円の減額補正を提案しているところでございます。

農林水産業費では、人・農地プラン関係で経営体育成支援事業助成金として1,051万7千円の計上、この他農業基盤整備事業関連で4,159万6千円の減など、農林水産業費全体で3,867万8千円の減額補正、さらに南7線道路改良舗装にかかる道営柏丘北地区農地整備事業の繰越明許費を提案しております。

商工費では、商店街への新規出店がなかったことによる訓子府町店舗出展等支援事業補助金300万円の減など、総額で347万3千円の減額補正。

土木費では、国の道路橋梁費補助金の減に伴い、南12線及び相内線舗装繕工事費が減少したことによりまして2路線あわせた工事費4,341万2千円の減など、土木費全体で4,573万1千円の減額補正。

教育費では、在園状況及び必要な保育補助員の減などにより、幼稚園費で475万円の減、こども園費では、こども園建設工事実施設計業務費執行残275万5千円など、教育費全体で1,485万8千円の減額補正。

給与費では、人事異動、育児休業関連、共済費負担金率確定などに伴いまして791万2千円の減額補正。

以上、一般会計全体では、8,665万8千円の追加補正を提案させていただいております。

次に、特別会計及び事業会計についてですが、国民健康保険特別会計につきましては、

歳入では、農業所得の減などによる国民健康保険税の減額、財源調整による財政調整基金繰入金の追加、一方、一般会計からの財源補てん分繰入金の減額補正。

歳出では、出産育児一時金、高額医療費拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金の減、平成25年度特定健診等の実績に伴い、超過交付分の国と北海道への返還金1,006万7千円の追加、会計全体で587万4千円の減額補正。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入では、特別徴収となっております年金徴収分の保険料の追加、一般会計からの事務費繰入金の減額など。

歳出では、後期高齢者医療広域連合への保険料等納付金の増額など、会計全体で144万2千円の追加補正。

介護保険特別会計につきましては、歳入では、年度途中の資格喪失による保険料減額分の減による特別徴収保険料の追加、普通徴収保険料については、資格取得者の減による保険料の減額、介護給付費見込額の減少に伴う国の調整交付金、支払基金の介護給付費交付金、北海道の介護給付費負担金、介護給付費準備基金繰入金、一般会計からの介護給付費繰入金をそれぞれ減額しております。

歳出では、施設介護サービス給付費、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス給付費をそれぞれ減額するなど1,517万7千円の減額補正。

下水道事業特別会計につきましては、道道北見置戸線交通安全工事に係る支障物件移設工事費の減、訓子府地区農業集落排水処理管理センター受変電設備更新工事費の減など、歳入歳出それぞれ1,440万3千円の減額補正。

水道事業会計につきましては、予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、水質検査手数料など原水及び浄水費で304万5千円の減、施設機械等修繕及び水道メーター器購入費など配水及び給水費で369万6千円の減など、支出では727万9千円を減額。資本的収入及び支出では駒里地区水道水供給事業、道道北見置戸線などの補償工事などの減に伴い、収入で2,181万8千円の減額、支出では2,980万6千円の減額補正を提案させていただいております。

次に、平成27年度の各会計予算についてですが、一般会計予算をはじめ、4つの特別会計及び水道事業会計予算につきましては、別冊の予算書案として提案させていただいております。

平成27年度は、統一地方選挙の年であり骨格予算となっておりますが、継続事業をはじめ、年度当初から取り組まなければ町民生活等に影響を及ぼすものにつきましては、計上させていただいておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、条例改正などでございます。

教育委員会制度の改革に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例と訓子府町教育委員会教育長の服務に関する条例の2本の制定。

国家公務員給与の改定、また自己所有の住宅に居住している職員の住居手当見直しに伴い、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

行政手続法の一部改正に伴い、訓子府町行政手続条例の一部を改正する条例。

地籍調査成果品である地番図を電子データでも交付できるものとし、その交付手数料を追加するため、訓子府町手数料徴収条例の一部を改正する条例。

国の道路占用料が改定されていることから国に準じて、訓子府町道路占用条例の一部を改正する条例。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に鑑み、訓子府町介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例と訓子府町指定介護予防支援等に関する基準を定める条例。

平成27年度から平成29年度までの保険料率及び介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置を定めるため、訓子府町介護保険条例の一部を改正する条例。

以上、9本の条例制定について、提案させていただいております。

次に、人事案件でございます。

オホーツク町村公平委員会委員のうち1名が、この3月31日で任期満了に伴い退任されることから、新たに委員を選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

以上、議案22件の詳細につきましては、人事案件を除き、副町長または各担当課長から説明させていただきますので、ご審議を賜りますようよろしくお願いを申し上げ、第1回定例町議会招集のご挨拶とさせていただきます。

引き続き、私が2期目の町政を担うにあたり掲げております七つの基本施策で構成する「元気が出る施策」につきまして、お手元にお配りしております参考資料「実績概要」もご覧いただきながら、若干のお時間をいただき、総括をさせていただきたいと思っております。

なお、今回も一般質問の中で、関連するご質問をいただいておりますので、簡潔に述べさせていただきます。

平成19年5月に深見町政を引き継ぎ、平成23年5月から2期目の町政を担うことになり、町民の皆様をはじめ、議員各位の多大なるお力添えをいただき、まもなく2期目の任期を終えようとしているところでございます。

この4年間、国政に目を向けますと平成24年12月には、平成21年から3年間政権を担った民主党から自由民主党に政権が交代し、安倍内閣が発足しました。

安倍内閣では、長引くデフレからの早期脱却と日本経済再生のため「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」を「三本の矢」として新たな経済政策・アベノミクスに取り組みまれています。

しかし、中小・零細企業、個人事業主、労働者、家計まで、特に地方まではその成果が実感として行きわたっていないのも事実であります。

このような中で、増田元総務大臣をはじめとする日本創成会議が打ち出した人口急減による自治体消滅論と相まって「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が昨年12月に閣議決定されたところであり、今後「地方版総合戦略」の策定が課題となっております。

また、安倍内閣は、教育委員会制度及び農業委員会制度の改革、農協改革、さらにTPP交渉や憲法第9条の見直し、選挙年齢引き下げなど、我々の生活に直結する改革などを大胆に進め、提案をしているところでございます。

このような中で、私は、町民本位、そのことは国民本位につながるとは思いますが、町民一人ひとりが幸せを感じ、いつまでも元気な心を持って、安心して暮らせることを願い、町の代表者として、国や北海道に胸を張って町の考えを伝えてまいりました。思いは伝わったとしても、なかなか実現するには困難を極めるかもしれませんが、今後ともその姿勢

は崩すことなく正々堂々と向き合っていく所存であります。

さて、私は、1期目では、町政推進の土台となる行財政基盤の強化に努め、2期目では、みんなで創る「訓子府の元気」、町民にやさしいまちづくりをめざして、新たに「七つの基本施策」を掲げ、この4年間、その実現に向け全力で取り組んでまいりました。

その7本の柱で構成する基本施策について、総括をさせていただきます。

まず、一つ目の基本施策「町民の一人ひとりの知恵とパワーで『まちづくり』をすすめます」についてであります。

1期目に立ち上げました「まちづくり委員会」の提言に基づき、地域の代表による「まちづくり推進会議」を設け、平成23年6月28日に開催の第1回会議から、これまで10回の会議を開催し、委員の皆様と実のある意見を取り交わしてまいりました。

さらに、個人住民税の1%を町民の自主的な活動に充てる「まちづくりパワーアップ特別対策事業」の創設、「町制施行60周年記念事業」の実施、自立の町を進めるため、財政健全化戦略プランの着実な実行、小規模自治体との連携を図るため、全国小さくても輝く自治体フォーラムに参加し、定住自立圏構想や道州制への的確な対応、車座トークや夜間町長室をはじめ、町民の声をよく聴きながら、町民本位の施策や事業の実施に努めてまいりました。

また、町民投票条例に関しましては、具体的な検討にまで至っておりませんが、町の将来や重要な問題を定めることを想定した場合、その是非については今後とも議論すべきものと考えております。

二つ目の基本施策「安心して暮らせる『福祉優先の町』をつくります」についてであります。

平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」「福島原発事故」、これらの未曾有の災害を教訓に、緊急物資等の備蓄、総合防災訓練や地域住民が主体となった実践型訓練の実施、防災講演等の開催、消防団への加入促進、防災メールの導入など、防災体制の強化等を進めてまいりました。

また、高齢者のハイヤー利用や路線バス利用に対する助成支援及び通学生に対する定期券購入助成など、交通弱者に対する生活交通対策の実施、特別養護老人ホーム「静寿園」の増床等に対する訓子府福祉会への助成、救急車の更新や北見市夜間救急センターの利用確保、新北見赤十字病院建設への支援による地域医療の確保、地域担当職員による高齢者宅訪問、配食サービスをはじめとする高齢者や障がい者を対象とした在宅サービスの充実、さらに戸籍の電子化など、誰もが住み続けることができるやさしい町づくりに努めてまいりました。

三つ目の基本施策「子どもたちが元気に育ち『笑顔あふれる町』をつくります」についてであります。

小学生までの医療費自己負担を初診時一部負担以外の無償化、小児用肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチンの無償化、北海道盲・聾学校に通学する児童の帰省費助成、町独自の奨学金制度について貸付限度額の引き上げ、返済期間延長などの拡充、小中学校への町単独による臨時講師配置や特別な支援が必要な児童生徒のための支援員配置、姉妹町高知県津野町との交換留学制度の継続、さらに、放課後児童対策として、児童センター「ゆめゆめ館」の建設、現在進めている「こども園」建設事業など、安心して子育てができる環境づくり

に努めてまいりました。

四つ目の基本施策「農業や商工業を発展させ『元気な町』をつくります」についてであります。

平成23年度で第3次畑総事業が完了し、現在、第4次に移行し、懸案でありました南7線道路改良舗装も含め農業基盤整備を着実に進めております。

また、シカやカラスからの農作物被害防止のため、狩猟免許・猟銃所持許可取得費助成や鳥獣被害対策実施隊による集中駆除の実施に取り組んでおります。

T P P参加阻止、J R貨物便の継続問題などに対しましても、オホーツク圏活性化期成会による要請活動、J Aはじめ関係機関と連携して取り組んできたところでもあります。特産品でありますはちみつや日出うどんの販売促進、シソ飲料「紫式部」の開発、「スノーマーチ」の販路拡大、訓子府たれかつ井のP R、ファーマーズマーケットの運営支援など、特産品販売や商品開発、6次産業化につながる活動促進に取り組んでまいりました。

また、住環境リフォーム制度や季節労働者等雇用対策事業の実施、町内企業・試験研究機関との連携構築や元気なまちづくり貢献企業等応援補助金の創設など、商工業振興対策にも取り組んでまいりました。

五つ目の基本施策「環境にやさしい『住みよい町』をつくります」についてであります。玉ねぎの表皮や豆がら等を活用した新エネルギーの具体化に関しましては、R D F燃料の需要確保が望めないことから具現化には至りませんでした。太陽光発電パネル設置に対する補助を行い、二酸化炭素排出防止対策や自然エネルギー普及に取り組んでいるところでございます。

災害防止や町民が生活しやすい環境づくりのため、除排雪や町道維持、河川維持事業を実施するとともに、北海道横断自動車道の整備促進、道道北見置戸線整備、オシマ川、ケトナイ川、オロムシ川の改修も進めてまいりました。

また、幸町線、南7線、南12線、相内線など町道の整備及び舗装改修、町内の橋梁点検と修繕計画の策定、下水道施設の整備、上水道に係るビジョンの策定、老朽管更新の推進、さらに末広団地公営住宅の長寿命化と全面改善、末広団地建替事業にも取り組んでまいりました。

六つ目の基本施策「学習・文化、スポーツ活動を発展させ『豊かな町』をつくります」についてであります。

町民の参画による図書館建設構想づくりを進め「図書館振興計画」「図書館建設計画」を策定、平成23年度と平成26年度には、隣接する用地を取得したところであります。

ゲートボール場コート路盤整備、公民館修繕、野球場グラウンド改修など社会教育・体育施設整備を進めてまいりましたが、平成26年度に実施のスポーツセンター耐震診断により、スポーツセンターの建て替えなどが新たな課題として出てまいりました。

青年団体連絡協議会、4 Hクラブへの助成など、青年活動の活性化に努めるとともに、公民館講座、はぐくみ講座、くんねつぶ未来づくり大会、くんねつぶ巡回講座、女性交流会などを開催したほか、わくわく地域づくり活動補助金の創設など、町民が元気に活動できる環境づくりにも努めてまいりました。

七つ目の基本施策「町民生活と向き合った『行財政改革』をすすめます」についてであります。

町のホームページに「町長室」コーナーを設け、町政の動きを発信するとともに、直接メールのやり取りが可能なシステムを整備しました。

夜間町長室は1期目から継続実施し、ふるさと懇談会に替えて、車座トークを開催し、これまで6回開催しているところでございます。

1期目で未配置でありました「副町長」を配置し、行政執行の円滑化、役場の体制強化を図っているところでございます。

行財政改革の一環として、管理職数を4名削減、町長、副町長、教育長の給料を独自に削減、一般職の給料についても昨年12月まで2%削減してまいりましたが、これを廃止し、1月からは一定期間昇給幅を抑制し、さらに、級別職務の見直しも行うなど、給与水準の適正化を進めることとしております。

1期目から続けております「地域担当職員制度」も定着しつつあり、特に、高齢者世帯を訪問しての声かけや間口の除雪などを職員自らが実施しているところでございます。

このほか、姉妹町・高知県津野町との人事交流、自治大学校への派遣、自主グループによる研修などを通じ、能力や資質向上に努めるとともに、大型事業実施の際には、横断的に連携したプロジェクトを設け、戦略的に課題解決にあたっているところでございます。

以上、簡単ではございますけれども、4年前に掲げました私自身の七つの基本施策からなる「元気が出る施策」の総括とさせていただきます。

不十分な点につきましては、一般質問などの中で申し上げたいと思いますので、ご理解願います。

貴重なお時間をいただき誠にありがとうございました。

◎議案第25号

○議長（橋本憲治君） 次に、日程第3、議案第25号 オホーツク町村公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書113ページでございます。

町長。

○町長（菊池一春君） それでは、人事案件でございますので、私からご説明をさせていただきます。

議案第25号 オホーツク町村公平委員会委員の選任についてでございます。

オホーツク町村公平委員会委員田中誠^{たなかまこと}氏は、平成27年3月31日をもって任期満了となりますので、次の者を選任いたしたく、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項及びオホーツク町村公平委員会規約（昭和42年規約第1号）第3条第1項の規定によりまして議会の同意を求めるものでございます。

記以下をご覧ください。

新たに選任する委員について記載しておりますが、選任する委員は、※
_____にお住まいの高畑秀美氏^{たかはたひでみ}でございます。

高畑氏は、※_____
、昭和44年西興部村に奉職され、産業・総務・企画の課長を務められ、平成9年4月から平成14年11月まで西興部村助役に就任。平成15年2月には、西興部村村長に就任。その後、3期12年間村長を務められ、本年1月にご勇退されております。

村長時代は「小さくても輝く村づくり」を掲げ、地域情報化、高齢者福祉をはじめ、村民が安心して住み続けられる村づくりにご尽力され、その功績は村民だけでなく、北海道や管内市町村長などからも高く評価されているところでございます。

これまでの経歴はもちろんでございますが、村民から慕われ、高潔な性格は、まさに公平委員にふさわしく、高畑氏を選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、任期につきましては、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの4年間でございます。

以上、議案第25号について、ご説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。1人3回まで、質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって、質疑を終了いたします。お諮りいたします。

議会運営基準の規定に基づき、討論を省略することとし、ただちに採決したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、ただちに採決をいたします。

これより、議案第25号の採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◎議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号

○議長（橋本憲治君） この際、日程第4、議案第4号、日程第5、議案第5号、日程第6、議案第6号、日程第7、議案第7号、日程第8、議案第8号、日程第9、議案第9号は関連する議案なので、一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第4号 平成26年度訓子府町一般会計補正予算（第11号）についての提案理由の説明を求めます。議案書1ページでございます。

副町長。

○副町長（佐藤明美君） 議案書の1ページになります。

議案第4号 平成26年度訓子府町一般会計補正予算（第11号）の説明を申し上げます。

まず、第1条では、歳入歳出それぞれ8,665万8千円を追加し、予算総額を歳入歳

出それぞれ43億9,306万円とするものでございます。

第2項では、この補正の款項の区分ごとの金額等につきまして、2ページ、3ページの第1表のとおりでございますけれども、これについてはご覧いただくこととしまして、この後6ページ以降の事項別明細書の中で説明させていただきます。

続いて、第2条では、翌年度に予算を繰り越して使用することができる繰越明許費について、第3条では、地方債の補正について定めており、それぞれ第2表及び第3表により説明させていただきます。

それでは、4ページをお開き願いたいと思います。

4ページの第2表 繰越明許費についてでございます。

今回は、平成26年度の通常予算にかかる道営柏丘北地区農地整備事業の繰り越しで、これは北海道の事業繰り越しに伴う本町負担金でありまして、あわせて2,109万5千円を繰り越して使用するものでございます。

なお、この繰越明許費の説明資料としましては、43ページに財源などを記載した繰越明許費に関する調書を掲載しておりますので、後ほどご覧をいただければと思います。

次に、5ページ、次のページを開いていただきたいんですけども、5ページの第3表 地方債補正についてでございますけれども、左側に補正前の金額を、右側は事業確定に伴う借入限度額の変更ですのでご覧いただきたいと思っております。

また、2段目の上水道分と一番下の臨時財政対策債、以外につきましては、全てが過疎債の借り入れになりますので、これが11本の事業となっております。

それぞれ事業における地方債の減額等につきましては、事項別明細書の中で歳入歳出それぞれの中で説明をさせていただきたいと思っております。

ここで、44ページをお開き願いたいんですけども、44ページにあります地方債の年度末における現在高の見込みに関する調書でございますけれども、一番右側の下から3行目になります。平成26年度末の現在高見込額は46億2,351万3千円となっております。

続いて6ページに戻っていただきたいんですけども、これから6ページ以降の歳入歳出予算補正事項別明細書につきましては、主な補正の内容につきまして説明させていただきますけれども、時期的にも年度末になりましたことから、大部分は事務事業の実績、あるいは精算による増減ということで、いわゆる整理予算ということでございますので、特徴的なもののみ説明をさせていただきたいと思っております。

特に、歳入につきましては、説明欄の記述の中で、歳出の補正予算見合いであることがわかるもの、あるいは単なる決算見込みによるものなどにつきましては、説明を省略させていただきますので、あらかじめご了承くださいと思っております。

最初にまず、歳出のほうから説明させていただきますので、何回もすみませんけれども16ページを開いていただきたいと思っております。

それでは、16ページになりますけれども、まず、歳出、2款、総務費の1項、1目、一般管理費の事業区分、右側になりますけれども、各課共通事務管理事業では、印刷機の使用頻度が非常に高かったということがございまして、40万円の追加をしているものでございます。

次に、事業区分の各種基金積立金につきましては、実績に伴う補正及び後年度の大型事

業に備えるための積み立てで、財政調整基金では、利息の増による積み立てで52万4千円の追加、減債基金では、後年度の公債費償還に充てるための積み立てで9,600万円追加、ふるさとおもいやり基金では、寄付金の収入額の増による積み立てで83万円の追加をしているものでございます。

次に、社会資本整備基金では、これは将来負担に備えるために1億7,009万9千円の追加をしています。その下の地域活性化基金につきましても、これも将来負担に備えるため2,999万3千円の追加が主なものとなっております。端数については利息変更に伴う増減ということになってございます。

次のページになります。

次のページの上のほうになりますけれども、4目の公有林管理費の事業区分、町有林管理事業の委託料、訓子府町町有林森林認証申請業務では、入札による落札減で20万8千円の減額、ちなみに、この認証につきましては、先月、2月27日にエスジェックの認証となっております。その下の使用料及び賃借料の機械借上料になりますけれども、これは駒里町有林の作業道整備をしたやつ執行残ということになってございます。その下の事業区分でいきますと町有林整備事業（補助）の委託料の造林業務では、新植の執行残と下刈りの標準施工単価が1.7倍に上がったということから、当初計画で2回計画しておりましたけれども、1回刈りに補助の調整がされたということがございまして245万3千円の減をしています。

17ページになります。

上から2段目になりますけれども、6目の住民活動費の事業区分、住民活動促進事業の町内会連絡協議会活動費補助では、今年の電気料高騰によりまして街灯事業の補助金に不足が生じるということがございまして12万9千円を追加してございます。

次のページ、18ページになりますけれども、8目の企画費の事業区分、地方交通対策事業の高齢者ハイヤー利用サービス業務では、前年対比で1.3倍程度の利用率が上がっておりますので、そのこともありまして14万9千円を追加するというものでございます。

その下の地域間幹線系統確保維持事業費補助金では、これは北見バスの本町を經由する地域幹線、例えば、勝山線、置戸線、陸別線の3路線ございますけれども、平均乗車密度が国・道の補助金が減額される5人未満になったということから、町の負担が新たに発生したもので、3路線で255万8千円を計上しているものでございます。

その下の事業区分で、まちづくりパワーアップ特別対策事業、これのアドバイザー謝礼では、アドバイザー等を招へいする事業が少なかったということもございまして、27万円を減額しているものでございます。その下のまちづくりパワーアップ特別対策事業補助金では、4本の事業がございまして、その執行残の30万円ということになってございます。

次に、20ページの下の方になりますけれども、3款、民生費、1項、1目の社会福祉総務費の事業区分でいきますと国民健康保険特別会計繰入金、これにつきましては、繰入金の確定によりまして、保険税軽減分である保険基盤安定繰入金で259万9千円の追加及び保険者支援分である保険基盤安定繰入金で51万2千円の追加ということになってございます。また、出産育児一時金分では、出生者が少ない見込みであるということから336万円を減額するものでございます。それと財政安定化支援事業では153万4千円の減額、その他一般会計繰入金では、財源補てん分として実績見込みによりまして3,80

9万6千円減額で、合計で3,987万9千円の減というのが国保の繰出金の内容となっております。

その下の事業区分、障害者等福祉事業の委託料、配食サービス事業ですけれども、年間1,022食から724食に減ったということがございまして23万8千円の減額をしているものでございます。

その下の北見市子ども総合支援センターきらり通園療育指導訓練では、36名の424回から30名の262回に利用が減ったということで41万2千円の減額をしているものでございます。

その下の事業区分ですけれども、一番下になりますけれども、地域生活支援事業の委託料の移動支援事業、下から2行目ですけれども、これは利用回数が年290回から246回に減ったということで30万4千円の減額をしているものでございます。

一番下の日中一時支援事業では、これは年間90回から26回に減ったということで30万8千円を減額してございます。

続いて、21ページ、次のページですけれども、次のページの一番上になります。

臨時福祉給付金事業では、負担金、補助及び交付金のところの臨時福祉給付金で、実績額が1万円、対象者1,900人分中の977人ということで923万円の減額、それと5千円の対象者の分が1,330人のうち666人ということで332万円減額、合計で1,255万円の減額ということになってございます。

その下の子育て世帯臨時特例給付金事業では、これも負担金、補助及び交付金のところですけれども、子育て世帯臨時特例給付金で、児童1人につき1万円というやつですけれども、700人の見込みのうち561人の実績で139万円の減額ということでございます。

次に、2目の老人福祉費、下のほうになりますけれども、事業区分、訓子府福祉会支援事業では、これはご存じのように、くねっふ静寿園増改築等事業費補助金で、事業が終わった、確定したということで、186万7千円の減額ということになってございます。

次のページ、22ページですけれども、一番上のほうになりますけれども、事業区分で老人保護措置事業では、養護老人ホームに入所する際に生じる費用として当初4名分を見ておりましたけれども、内1人が2カ月ということになりましたので、その分の193万9千円を減額しているものでございます。

そのすぐ下の事業区分、介護保険特別会計繰出金では、介護保険給付費及び事務費の減少に伴いまして、介護給付費分で179万5千円、地域支援事業分で43万5千円、事務費分で53万円の合計で276万円を減額しているものでございます。

一つ飛んで、事業区分、後期高齢者医療費になります。これは平成25年度の負担金確定に伴う精算額分を平成26年度から差し引くということになってございますので、1,210万5千円の減額ということになってございます。

その下の事業区分、後期高齢者医療特別会計繰出金では、保険基盤安定負担金と広域連合及び市町村事務費の減によりまして122万6千円の減額となっております。

次に、一番下のほうになりますけれども、次に、3目、温泉保養センター費になりますけれども、事業区分、温泉保養センター管理運営事業では、燃料費で燃料価格の下落によりまして84万8千円減、それと光熱水費では水風呂の水道使用の見直し及び昨年取り替えましたオートストップバルブ付きシャワーヘッド交換によりまして節水となったということ

から100万6千円を減額しているものでございます。

次に、23ページ、次のページを開いていただきたいんですけど、下の表になります。

3款、2項、1目ですけれども、児童福祉総務費の事業区分、右側になりますけれども、乳幼児等医療費助成事業では、小学生までの医療費を助成するものでございまして、2・3月分の見込みを含めまして、入院で882万7千円、通院で291万8千円、合計で1,174万5千円となる見込みでございますので、当初予算との差額117万9千円を減額するものでございます。

次に、一番下になりますけれども、4目の児童措置費の事業区分、児童手当支給事業では、対象の延べ児童数が7,332人から7,126人に減ったということから304万円を減額するというものでございます。

次に、24ページ、次のページになりますけれども、下の表になります。

ここからは4款になりますけれども、1項、1目の保健衛生総務費の事業区分、右側になりますけれども、二つ目ですけれども、妊婦健康診査事業では、これは受診者の減によりまして153万8千円の減となっております。

その下の水道事業助成事業では、水道の耐震化事業の一般会計出資債の執行残によりまして280万3千円の減額ということになってございます。

次のページ、25ページになります。

下のほうになりますけれども、一番下の4目の環境対策費の事業区分、地球温暖化防止対策事業では、太陽光発電システム導入費補助金で、当初30戸で計画しておりましたけれども、実績で21戸になったということから252万円の減額ということになってございます。

次に、26ページ、次のページですけれども、ここからは農林水産業費になります。

6款、農林水産業費の1項、3目、農業振興費の事業区分、農業振興事業、鹿電気牧柵設置事業補助金の執行残137万8千円でございますので、この事業は本年度で終了するというところでございます。

その下の異常気象対策資金利子補給では、資金実行による総額が確定したということがございまして、61万6千円を減額してございます。

その下の経営体育成支援事業では、平成26年度補正予算の事業で、人・農地プランに位置付けられた中心経営体が経営規模の拡大を図るということを目的とした事業でございまして、金融機関からの融資を活用して農業機械等を取得するという場合、10分の3以内で国庫補助されますよという事業でございまして、本町では8件、総額で3,612万4千円のうち1,051万7千円分を計上しているものでございます。

次に、一番下になります。

4目の畜産業費の事業区分、畜産振興事業、家畜資質改善対策事業費補助金では、補助対象頭数が5頭から10頭に増えたということから12万円の追加をしているものでございます。

次のページ、27ページ、5目の農業基盤整備事業費、事業区分の、右側の農業基盤整備事業になりますけれども、一番上の道営北見南地区畑総事業負担金、これは他の市町村の事業に本町の農業者が参加したということのパワーアップ分の対象事業費23万7千円ですけれども、その6.25%を負担するということになってございますので、1万5千円と

というのが一番上のところでございます。

その下の道営訓子府北西地区農地整備事業では、これは対象事業費の減によりまして326万7千円の減額をしているものでございます。

その下の道営柏丘北地区農地整備事業では、現年度分の対象事業費の減に伴い710万5千円の減、減額補正後の負担金2,237万円の内2,102万円と土地連の負担金7万5千円の合計で2,109万5千円、これは先ほど繰り越しのところでお話しましたが、この部分2,109万5千円については、翌年度へ繰り越す事業ということになります。

その下の道営訓子府高園地区農地整備事業では、当初計画から北海道の事業費が平成26年度予算の1億2,500万円から2,569万5千円と大きく減額となったということがございまして、負担金でも1,986万1千円の減額となっております。

その下の道営訓子府西31号線地区農地整備事業（農道保全）でございまして、対象事業費が減ったことによりまして、負担金で96万6千円の減額というものでございます。

その下の道営訓子府川南地区農地整備事業では、調査計画費に国の補助がついたということがございまして、一般財源持ち出し分717万1千円を減額するというものでございます。当初はついていなかったということです。改めてついたということで、この分が減るということになります。

その下の道営山林川地区水利施設整備事業では、逆に調査計画費に国の補助がつかなかったことによりまして79万8千円を追加するというものになったものでございます。

その下の道営置戸地区畑総事業では、これはさっきと逆のように他の市町村の事業に本町の農業者が参加したというものでございまして、パワーアップ分の対象事業費117万8千円の6.25%分、7万4千円を計上するというものでございます。

次に、28ページ、一番上になります。

事業区分、下水道事業特別会計繰出金では、これは道道の下水道施設移設補償工事の入札執行残になりますので、下水道事業特別会計の収支不足の補てん額を396万3千円減額するというものでございます。

次に2段目の6目、農業交流センター費の右側、事業区分、農業交流センター等管理運営事業では、これは電気料の値上げによりまして38万6千円の追加でございまして。

次に、その下の7目の牧場費の事業区分、牧場管理運営事業では、これは需用費で肥料購入の入札残が主なものとなってございまして134万円の減でございまして。原材料費では、牧柵設置の再調査と資材の再利用によりまして、これは執行残ということで64万1千円の減額となっております。

次に、29ページ、上のほうですけれども、2目の林業振興費、事業区分、一番上、有害鳥獣駆除事業では、本年度エゾシカの捕獲頭数が当初予定の200頭から半分の105頭ということで、それぞれ委託料及び鳥獣害防止対策協議会の実績も少ない見込みになるということから、104万1千円の減額をしているものでございます。なお、このシカについては、管内的にも全体のシカの頭数が少ないという状況になってございます。オホーツクはですね。

その下の事業区分、民有林振興事業では、未来につなぐ森づくり推進事業での推進とい

うことで、造林事業補助枠の不足、また苗木が不足しているということから民有林の事業実施を見送った方が多かったということで、176万2千円を減額してございます。

次に、下の表の7款、商工費、1項、2目の商工業振興費の事業区分、商工業振興対策一般事業では、訓子府町店舗出店等支援事業での該当者がいなかったということがございまして、300万円を減額しております。

また、その下の訓子府町店舗改修事業では、8件の実績に対しまして、執行残で47万3千円を減額しております。

○議長（橋本憲治君） それでは、次に、土木費のほうは次からということで、ここで午前10時45分まで休憩したいと思います。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時45分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

引き続き、提案理由の説明を求めます。議案書30ページの土木費から説明願います。副町長。

○副町長（佐藤明美君） 30ページ、ここからは土木費になります。

8款、3項、2目の道路維持費になりますけれども、上のほうですけれども、事業区分で町道除排雪事業、ご存じのように本年度は一度の降雪量が非常に多いということがございまして、作業時間もそれなりに要するというに加えて、1月末の出動回数も、それに沿って多かったということから、土木技能員賃金で77万2千円の追加、その下の除排雪機械借上料で617万円の追加、現時点ではそれでございます。

その下の事業区分の町道舗装修繕事業では、南12線舗装修繕工事でございます、国の補助対象事業費が大幅に減額されたということがございまして4,246万円の減額というふうになってございます。なお、相内線につきましては、終了年度につき執行残ということになり95万2千円の減ということでございます。

次のページ、31ページになりますけれども、これは真ん中の表になります。

8款、4項、1目の河川総務費、事業区分、河川維持管理事業では、これは日本型直接支払制度、多面的機能支払交付金事業というものがございまして、これによりまして、それぞれの地域事業との連携を図ったことによりまして、河川維持報償金で201万4千円の減、共同事業機械借上料で26万円の減ということでございます。

次に、一番下の表になりますけれども、8款、5項、1目の公園費の事業区分、レクリエーション公園維持管理事業では、これは次のページにまたがってまいりますけれども、通路のインターロッキングブロック修繕の見送りによりまして、需用費の修繕料で62万3千円、原材料費で39万6千円の減額ということになってございます。

その下の事業区分、各公園等維持管理事業では、中央公園のトイレの屋根と自動ドア修繕の執行残で150万6千円減ということです。

下の表の8款、6項、1目の住宅管理費の事業区分、町営住宅維持管理事業では、需用費で穂波団地の退去予定に伴う内装、畳替え、ボイラー修繕等で60万円を追加するものでございます。また、備品購入費では、単身者住宅のボイラー取り替えとして20万円を

追加しているものでございます。

その下の事業区分、耐震改修促進事業では、これは補助の利用者がいなかったということから36万円の減額でございます。

33ページになります。33ページの真ん中の表ですけれども、9款の消防費です。

9款の1項、1目、消防組合費の事業区分、北見地区消防組合負担金では、この内訳は40ページをお開き願いたいと思いますけれども、この40ページが内訳になりますけれども、これの上の表の3目の訓子府消防支署費の事業区分、職員給与費では、人事院勧告に基づく期末勤勉手当については、11月末の臨時議会で提案したところでございますけれども、残る給料に関連する部分については、今回の整理予算の中で整理することといたしまして、一般職の給料で15万1千円、共済費で12万7千円、福祉協会負担金で1千円をそれぞれ追加するというものでございます。

次に、41ページの上の表になります。

3目の訓子府消防団費の事業区分、消防団員活動費では、今年9名の団員が入団したということに伴いまして、各種訓練等の出動の費用弁償で94万5千円の追加。

次に、一番下の表の4款の公債費、1項、2目の利子の事業区分、消防組合債償還利子では、消防救急無線デジタル化整備の平成25年度の借り入れ分の利息を3%で当初予定しておりましたが、借り入れの際には0.4%になったということから、償還金利息の減によりまして37万2千円を減額してございます。

33ページに戻っていただきまして、一番下の表になりますけれども、10款の教育費、1項、2目の事務局費になります。次のページにまたがってきますけれども、事業区分で学校教育等一般事業の北海道訓子府高等学校教育振興会議交付金では、入学準備金40名が19名になったということ。それと訓子府北見間のバス運賃の通学支援についても30名の予定が12名の申請であったということから279万3千円の減額をしているものでございます。

次に、34ページですけれども、真ん中の表の10款、2項、小学校費ですけれども、2目の教育振興費の事業区分、就学援助・奨励事業では、特別支援教育就学奨励費で該当者が5名中1名ということで17万3千円の減額、要保護・準要保護児童就学援助費44名中41名該当で48万7千円の減、同じく、特別支援学校の交通費助成では、対象者2名ですけれども、これは1名の利用のため34万7千円を減額しているというものでございます。

次に、一番下の表の10款、3項の中学校費、次のページになりますけれども、一番上の教育振興事業の3行目になりますけれども、部活動等派遣費補助金では、今年は2名が青森県で行われたアルペンスキーの中体連全国大会に、もう終わりましたが2月5日から10日に出場したということで11万6千円を追加しているものでございます。

同じく中学校費のその下になりますけれども、事業区分、就学援助・奨励事業では、これは特別支援教育就学奨励費で該当者が11名中9名ということで13万8千円の減、要保護・準要保護生徒就学援助費では23名中19名ということで17万9千円の減、特別支援学校交通費助成では、これは対象者1世帯2名で利用実績がありませんけれども、予算を組んだときの2月・3月分の帰省費だけを残したというか、見込んだということで22万1千円を減額しているものでございます。

次に、下の表になります。

10款、4項、1目の幼稚園費の事業区分、幼稚園運営事業では、賃金のところで、代替教諭というのがありますけども、勤務体制を整理したことによりまして60万円の減、さらに、保育指導員のところでは、指導員1名が12月で退職したということにより30万円の減、それと保育補助員では、支援員1名の減と2名の方の1日勤務時間を半日の勤務にしたということで330万円の減となっております。

次に、36ページ、次のページの上の表になります。

10款、4項、2目のこども園費の事業区分、こども園建設事業では、委託料でございまして、こども園建設工事実施設計業務委託の執行残ということで207万4千円、それとグリーンニューディール基金事業の設計委託の執行残で68万1千円、あわせて275万5千円の減ということになってございます。

下の表になります。

10款、5項の社会教育費、1目、社会教育総務費の事業区分、一番上になりますけども青少年教育推進事業の、この部分の下の方になりますけれども、負担金、補助及び交付金のところにあります大会派遣費では、訓子府町小学校スクールバンドの3月28日から30日に東京で行われます、これから行われます第36回全日本リコーダーコンテスト出場に伴う児童25人と引率者4人の派遣費として264万7千円を追加しているものでございます。

一番下のほうの事業区分、成人教育推進事業では、各種講座等の講師謝礼となりますけれども、その中で公民館講座において北海道市町村振興協会の補助採択にならなかったということがございまして、その分事業はしないということで34万円の減額、それとくねっぷ未来づくり大会基調講演の講師が自治体の職員ということで、ちょっと安くあがったこともございまして14万円の減、その他12万円の減については、各種講座の執行残ということで、合計で60万円の減額をしているものでございます。

次に、38ページの下の方になります。

11款、公債費、1項、1目の元金とその下の2目の利子では、長期債の償還は元利均等で行っておりますけれども、利率の見直しによりまして、利率が下がれば毎回償還する元金が増えるという仕組みになってございますけれども、償還金トータルでは下がるということになります。今回の分は平成15年度の借入れの臨時財政特例債と減税補てん債の2本で借入れ時の利率は1.3%でございましたけれども、見直しにより0.4%、もう1件は、平成20年度借入れの過疎債で0.7%が0.2%にしたということで、事業区分にありますように元金で89万円の追加、利子で358万5千円の減、トータルのには落ちたということになるものでございます。

次に、39ページ、13款、1項、1目の給与費、これの事業区分、職員給与費では、消防費のほうでも若干説明しましたけども、人事院勧告に基づく期末勤勉手当以外、これは11月にしておりますので、それ以外の給料の部分でございまして、この分を3月の整理予算の中で調整したということに加えまして、1月から町の独自削減を廃止、2%の件ですけれども廃止、それと昇給の抑制、さらに年度内における他会計との人事異動及び育児休業2名、退職者2名の給料やそれに関連する手当・共済費等の整理を行ったというのが説明欄になりますけども、その総額で791万2千円の減額というものでございます。

次に、6ページに戻っていただきたいんですけども、歳入の部分です。

6ページ、一番上の表の1款の町税、1項、1目、個人というところですけども、これは大きくは農業所得の減により1,053万6千円が減ったということでございます。

2段目の表の1款、2項、1目、固定資産税では、償却資産の申告額が増えたことによりまして807万6千円の追加ということになります。

3段目の1款、4項、1目、町たばこ税では、消費税率の改正と購入本数が減ったということで317万円の減額ということになります。

次に、一番下の表の9款、1項、1目の地方交付税では、9,771万1千円の追加ですけども、これについては、地域雇用・経済対策費に対する国の方針が定まらないということもあって、それによって不安定であったということで、基準財政需要額を少なめに見込んでいたことに加えまして、地域の元気創造事業費の算定方法が改正になったことがありまして増額になったのが大きな要因ということ。9,700万円の大きな要因といえます。

次に、7ページ、上のほうですけども、一番上の表ですけども、11款、1項、1目の農林水産業費分担金では、この分担金は畑総に関する受益者が負担する分ということで、歳出のところでも説明しましたように対象事業費が減ったということがございまして、北西地区で108万9千円の減、訓子府高園地区で740万3千円の減ということでございます。

次に、真ん中の表、11款、2項、1目の民生費負担金の常設保育所利用者負担金では、これは入園児の増と一人平均保育料の増加、所得の増加ということで260万5千円の追加でございます。

その下の2目、農林水産業費負担金では、道営北西地区農地整備事業にかかる他の市町村参加者のパワーアップ分の事業費ですけども、市町村の負担を請求するというので、分担金のところでも説明しましたように事業費が減ったことによりまして82万3千円を減額するものでございます。

次に、8ページの上の表の12款、1項、6目の土木使用料ですけども、町営住宅使用料では、最近、設備の整っている住宅への入居率が非常に高いということと所得の上昇によりまして家賃が上がったということがございまして、240万円を追加するものでございます。

その下の特定公共賃貸住宅使用料でも単身者住宅の入居率が高いということに加えて、未広特定公共賃貸住宅に所得の高い人の入居があったということから92万3千円の追加となったものでございます。

その下の7目の教育使用料の保育料ですけども、これは幼稚園の途中入園及び延長保育の増加がございまして138万6千円を追加してございます。

その下の13款、1項、1目の民生費国庫負担金の障害者福祉費負担金では、障害福祉サービス費及び補装具費等、これは負担率2分の1ですけども、この減によりまして182万4千円の減額でございます。

その下の国民健康保険基盤安定負担金では、これは制度拡充によりまして対象者が増えたということで負担金が25万6千円増えてございます。

その下の児童手当負担金は、これは事業費が確定になりましたので214万3千円の減

額でございます。

9 ページ、上の表になります。

13 款、2 項、1 目、民生費国庫補助金の障害者福祉費補助金、これは地域生活支援事業費の上限設定によりまして79万1千円の減額。

その下の臨時福祉給付金給付事務費補助金から子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金までにつきましては、歳出のところで説明しましたように実績に基づいた補助の減額ということでございます。

その下の2節になりますけれども、右側の2節になりますけれども、児童福祉費補助金の次世代育成支援対策交付金では、子育て支援センター、乳児全戸訪問などによる経費への補助で国庫補助から道補助に振り替わったということがございまして、後で道補助も出てきますけれども379万6千円の減額でございます。

その下の土木費国庫補助金では、交付の決定の中で一部事業の採択がされなかったことによりまして減でございまして、旧駅周辺整備事業で970万円の減、南12線舗装修繕事業で2,821万8千円の減となっております。また、本年度は積雪寒冷地指定路線の除雪作業に対する補助が採択されたことによりまして330万円の対象事業費の3分の2ということで220万円追加されておりますので、これらを差し引きすると3,571万8千円の減額ということが土木費の補助でございます。

その下の4目の教育費国庫補助金の住宅・建築物安全ストック形成事業費補助金では、これはスポーツセンターの耐震診断に対する補助でございまして、事業費の確定で27万8千円減額でございます。

次に、下の表になりますけれども、14款、1項、1目の民生費道負担金の障害者福祉費負担金では、前段の国庫負担金のときにも説明しましたが、国が負担率2分の1ですけれども道費は4分の1となりますので153万8千円の減ということになります。

次のページの上になりますけれども、一番上になります。国民健康保険基盤安定負担金では、先ほどの国庫支出金の説明と同様に、制度拡充によりまして対象者が増えたということで、道費も207万7千円の増額になってございます。

その下の後期高齢者医療保険基盤安定拠出金では、これも対象者の確定によりまして負担金が19万3千円の減額になってございます。

その下の4節の児童手当負担金では、これは事業の確定で45万2千円の減額。

その下の14款、2項、1目の総務費道補助金の森林環境保全整備事業補助金、町有林では、道予算の減額により申請事業が減ったということがございますので156万5千円減額でございます。

その下の2目の民生費道補助金の放課後児童対策事業補助金では、これは児童センター運営事業の開設加算分等が増額になったということで24万9千円を増やしてございます。

その下の北海道安心子ども基金補助金では、国の次世代育成支援対策交付金から、先ほどいいました変更になったということで、額はちょっと変わりますけれども、補助対象額875万4千円の3分の1ということで291万8千円の計上をしているものでございます。

次に、11ページ、上の表の4目の農林水産業費道補助金の右側の2行目ですけれども、強い農業づくり事業（経営体の育成）補助金というのがありますけれども、歳出のところで説明しましたが、経営規模の拡大を図るということを目的にした事業で金融機関から

の融資に対して3分の1の話ございましたけども、その補助金で歳出と同額1,051万7千円を計上するというものでございます。

その下の食料供給基盤強化特別対策事業補助金では、道営農地整備事業にかかるパワーアップの補助金で、道営の北西地区と高園地区分で743万円を減額するというものでございます。

その下の2節になりますけども、林業費補助金の未来につなぐ森づくり推進事業補助金では、民有林の事業実施、先ほど歳出にもありましたように、見送りによりまして93万3千円の減額ということです。

次に、12ページの上の表になりますけども、15款、1項、1目の財産貸付収入の町有住宅貸付料では、教職員及び農業実習生の入居が少なかったということから110万5千円の減額になります。

次に、下の表になります。15款、2項、2目の不動産売払収入では、主に高規格道路に関連する町有地の売り払い額が増えたということで211万2千円を追加するものでございます。

次13ページ、上の表の16款、1項、2目の総務費寄付金のふるさとおもいやり寄付金では、1月末現在の寄付状況として11件168口83万円を追加するというものでございます。同じくその下の教育費指定寄付金では、図書購入資金としての寄付で3件で15万7千円の追加ということになってございます。

次に、下の表の17款、1項、1目、財政調整基金繰入金は今回の補正の財源調整として5,678万3千円を追加するものでございます。

その下の2目の社会資本整備基金繰入金につきましては、基金充当事業費確定に伴う減額で246万4千円を減額しているものでございます。

その下の産業後継者育成基金繰入金につきましても、基金充当事業費が確定したということで33万8千円の減額をしております。

その下の地域活性化基金繰入金では、まちづくりパワーアップ特別対策事業の確定ということで57万円の減額。

その下の鉄道跡地整備等基金繰入金では、これは旧訓子府駅周辺整備の1及び2工事の財源確定がしたということで、不足分3,640万円の追加。先ほど補助金が大幅に減ったという話をしたと思うんですけども、その分で実施しなければなりませんので、その分単費になった。基金でやったということで理解願います。いずれにしても駅の分は今年度で全部終わりという状況でございます。

次に、14ページの17款、2項、1目、後期高齢者医療特別会計繰入金の4万1千円につきましては、預金利息と国から交付される広報掲載分の事務費みたいなものですが、繰り入れしたというものでございます。

その下の2目の介護保険特別会計繰入金の17万4千円は、地域包括支援センター職員の人件費分の繰入金として追加するものでございます。

次に、真ん中の表の18款、1項、1目の繰越金2,836万9千円の追加につきましては、前年度繰越金の留保分の計上ということになります。

一番下の表になりますけども、19款の諸収入の4項、1目、受託事業収入につきましては、広域連合から委託されている75歳以上の健康診査事業の受診者が少なくなるとい

う見込みで30万3千円を減額しているものでございます。

次に、15ページの上の表になりますけれども、19款、5項、5目の雑入の重度心身障害者医療費高額療養費等では、一件の大きな高額医療費がでましたので、それが長期入院ということも重なりまして、月平均の医療費を大きく引き上げたということで250万3千円の追加をしているものでございます。

その下の、ひとり親家庭等医療費高額療養費等につきましても、短期ですけれども、大きな高額医療費があったことから18万5千円を追加しているというものでございます。

その下の介護保険収入では、これはケアプラン作成が少なかったということによりまして30万9千円の減額です。

その下の広域廃プラスチック処理からの広域焼却対象ごみ処理まで、この三つございませけれども、平成25年度事業の経費の清算によりそれぞれ追加になったということでございます。

下の表になりますけれども、20款の町債につきましても、起債対象事業費が確定したことなどによる補正でありまして、総額で6,971万円を減額計上するものでございます。

最後に、配布の資料1、左上のほうに26年度と書いたほうの資料1を見ていただければと思います。基金の状況の表ですけれども、左上のほうに26年度と書いてあるやつです。

資料1では、財政調整基金及び特定目的基金の保有状況（見込）ということでございますけれども、今回の補正予算によります基金積立等の追加を行った後の一般会計の基金保有見込みは、これは一番右側の下から4行目、一般会計の分ですけれども、41億7,137万9千円ということになってございます。

資料2というのがその後にあると思うんですけれども、これは後でご覧をいただければと思いますけれども、投資的事業の財源内訳を含めた一覧表を作成しておりますので、これは後で見ていただくと、今説明しました投資的事業の分の財源の内訳を書いた表でございます。

以上、平成26年度訓子府町一般会計補正予算（第11号）の内容について、説明をさせていただきますけれども、ご審議の上、ご決定のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第5号 平成26年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての提案理由の説明を求めます。議案書45ページでございます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） 議案書の45ページをお開き願います。

議案第5号 平成26年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正は、第1条にありますように587万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億5,062万6千円とするものであります。

この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、46ページの「第1表 歳入歳出予算補正」の表のとおりでありますのでご覧をいただくこととし、その内容につきましては、47ページ以降の事項別明細書により説明させていただきます。

それでは、47ページの歳入から説明させていただきます。

第1款、国民健康保険税、第1項、第1目、一般被保険者国民健康保険税につきましては、1月末における調定額の状況から推計しまして、1節の医療給付費分328万3千円、5節の介護納付金分222万8千円の減額と、3節の後期高齢者支援金分126万6千円を追加し、また、2節の医療給付費分滞納繰越分180万8千円、4節の後期高齢者支援金分滞納繰越分40万2千円、それと6節の介護納付金分滞納繰越分28万3千円につきましては、収納実績からそれぞれ追加しまして、一般被保険者の保険税総額で175万2千円を減額するものであります。

次に、第2目、退職被保険者等国民健康保険税につきましても、1月末における調定額の状況から推計しまして、1節の医療給付費分71万3千円、次の48ページにあります3節の後期高齢者支援金分22万8千円、それから、5節の介護納付金分30万9千円を減額し、2節の医療給付費分滞納繰越分10万5千円を収納実績から追加しまして、退職被保険者等の保険税総額で114万5千円を減額するものであります。

次に、第2款、国庫支出金、第1項、第1目、療養給付費等負担金につきましては、前期高齢者交付金等の確定に伴い、現年度分療養給付費等負担金136万円を追加するものであります。

第2目、高額医療費共同事業負担金につきましては、負担金額の確定に伴い、100万5千円を減額するものであります。

第3目、特定健康診査等負担金につきましては、受診者数が予定より少なかったことから13万4千円を減額するものであります。

次に、49ページの第2項、国庫補助金、第1目、財政調整交付金、1節の財政調整交付金につきましては、制度改正に伴うシステム改修等の経費が特別調整交付金の対象となりますことから、337万4千円を追加するものであります。

次に、第3款、第1項、第1目の療養給付費等交付金につきましては、まず、1節の現年度分療養給付費等交付金では、退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等に減額が見込まれますことから、104万3千円の減額と、2節の過年度分療養給付費等交付金につきましては、平成25年度の交付金確定額通知によりまして、66万8千円を追加するものであります。

第4款、第1項、第1目の前期高齢者交付金につきましては、各保険者の前期高齢者の加入者数等に応じて財政調整するための交付金ではありますが、平成26年度分の交付金の確定通知により9万8千円を減額するものであります。

次に、50ページの第5款、道支出金、第1項、第1目、高額医療費共同事業負担金につきましては、負担金額の確定に伴い100万5千円を減額するものであります。

第2目、特定健康診査等負担金につきましては、国庫支出金と同額の13万4千円を減額するものであります。

次に、第6款、第1項、第1目、共同事業交付金の高額医療費共同事業交付金につきましては、交付金額の確定に伴い327万4千円を追加するものであります。

第2目、保険財政共同安定化事業交付金につきましても交付金額の確定に伴い573万4千円を減額するものであります。

次に、51ページになります。

第7款、財産収入、第1項、第1目、利子及び配当金につきましては、財政調整基金の預金利子が確定しましたので、財政調整基金利子1万4千円を追加するものであります。

次に、第8款、繰入金、第1項、第1目、財政調整基金繰入金につきましては、現在積み立てられている財政調整基金のほぼ全額を繰り入れることとし、3,736万5千円を追加するものであります。

これによりまして、先ほどの資料1の財政調整基金及び特定目的基金の保有状況（見込）の表の下から3段目の右端にありますとおり平成26年度末基金保有見込額は1千円となる見込みでございます。

戻りまして、第2項、第1目、一般会計繰入金につきましては、それぞれ繰入金の決算見込みにより、1節の保険基盤安定繰入金につきましては、総額で311万1千円を追加、2節の出産育児一時金繰入金につきましては、336万円を減額、3節の財政安定化支援事業繰入金につきましては、153万4千円を減額するものであります。

また、52ページの4節、その他一般会計繰入金につきましては、収支不足を補うための財源補てん分繰入金3,809万6千円を減額するものであります。

これによりまして、平成26年度の収支不足のために繰り入れする財源補てん分の予算総額は、7,886万円となる見込みであります。

次に、53ページの歳出について説明させていただきます。

まず、第1款、総務費、第1項、第1目、一般管理費の25節、積立金につきましては、財政調整基金積立金及び基金利子の額が確定しましたので、152万円を減額するものであります。

次に、第2款、保険給付費、第4項、出産育児諸費、第1目、出産育児一時金につきましては、1月末の実績額と今後1件分を見込みまして、511万8千円を減額するものであります。また、第2目、支払手数料につきましても、実績見込みによりまして2千円を減額するものです。

次に、第3款、後期高齢者支援金等、第1項、第1目の後期高齢者支援金拠出金の19節、負担金、補助及び交付金の4万7千円の追加、次に、54ページの第4款、第1項、第1目の前期高齢者納付金の19節、負担金、補助及び交付金の7千円の追加と、第5款、第1項、第1目の老人保健医療費拠出金の19節、負担金、補助及び交付金の1千円の減額、同じく第2目の老人保健事務費拠出金の1千円の減額、それから第6款、第1項、第1目の介護納付金の19節、負担金、補助及び交付金の5万9千円の減額につきましては、平成26年度分拠出金及び納付金の確定通知により、それぞれ追加及び減額するものであります。

次に、55ページの第7款、共同事業拠出金、第1項、第1目、高額医療費拠出金につきましては、拠出金額等の確定により402万1千円を減額するものであります。

また、第3目、保険財政共同安定化事業拠出金につきましても、拠出金額の確定により443万9千円を減額するものであります。

次に、第8款、保健事業費、第1項、第1目、特定健康診査等事業費につきましては、特定健診受診者数が予定より少なかったことから、まず、12節、役務費の通信運搬費の郵便料8万7千円の減額と、13節、委託料の特定健康診査委託料60万4千円を減額するものであります。

次に、第2項、第1目、保健事業総務費の13節、委託料につきましては、受診者数が予定より少なかったことから、独自健診業務14万3千円を減額するものであります。

次に、第10款、諸支出金、第1項、償還金及び還付加算金、第3目、償還金、23節の償還金、利子及び割引料の国庫支出金返還金につきましては、平成25年度の療養給付費等負担金の精算に伴い、国から超過交付されておりました936万799円の返還と、同じく平成25年度に交付を受けております特定健康診査等にかかる負担金について、実績より超過交付されておりましたので、この超過交付金分30万9千円の返還、それから、平成22年度から平成24年度分の国の特別調整交付金の再算定の結果、9万円が超過交付となっておりますので、これらをあわせまして975万9,799円を返還するものであります。

また、下にあります道支出金返還金ですが、今説明しました特定健康診査等にかかる負担金の返還分として、国と同額の30万9千円を返還するため、30万8千円を追加するものであります。

以上、平成26年度国民健康保険特別会計の補正予算の内容について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第6号 平成26年度訓子府町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についての提案理由の説明を求めます。議案書57ページでございます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） 続きまして、議案書の57ページをお開き願います。

議案第6号 平成26年度訓子府町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正は、第1条にありますように144万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,276万6千円とするものであります。

この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、58ページの「第1表、歳入歳出予算補正」の表のとおりでありますので、ご覧をいただくこととし、その内容につきましては、59ページ以降の事項別明細書により説明させていただきます。

それでは、59ページの歳入から説明させていただきます。

まず、第1款、後期高齢者医療保険料、第1項、第1目の特別徴収保険料につきましては、1月末における調定額の状況から推計しまして、192万8千円を追加するものであります。

また、第2目の普通徴収保険料の1節、普通徴収保険料現年度分につきましても、1月末における調定額の状況から推計しまして、29万7千円を追加するものであります。

2節の普通徴収保険料滞納繰越分につきましては、平成25年度分の保険料の滞納額が、見込みより多かったことから、40万2千円を追加するものであります。

次に、第2款、第1項、広域連合補助金、第2目の高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金につきましては、制度周知広報等経費にかかる交付金としての補助が本年度においても継続されることとなりましたので、新たに科目を新設するものですが、これにつきましては、議案書の61ページにあります歳出の第4款、諸支出金、第2項、第1目の一般会計繰出金の28節、繰出金の4万1千円、これは町広報誌に掲載する制度周知広報等経費

として、一般会計に繰り出しするものですが、これに対して交付されるもので、4万1千円を計上するものでございます。

次に、60ページに戻っていただきまして、歳入の第3款、繰入金、第1項、第1目、保険基盤安定繰入金につきましては、保険料の軽減額が当初見込みより減ったことによりまして、25万8千円を減額するものであります。

第2目の事務費繰入金につきましては、広域連合事務費納付金の平成25年度の額の確定等によります71万4千円の減額と、一般会計から繰り入れることとしておりました議案書の61ページにあります歳出の第1款、総務費、第1項、第1目の一般管理費に計上しております事務経費25万4千円の減額、これらをあわせて96万8千円を減額するものであります。

次に、61ページの歳出について説明させていただきます。

第1款、総務費、第1項、第1目、一般管理費の11節、需用費の消耗品費につきましては、制度周知用パンフレットの購入を広域連合から提供されたパンフレットで対応したことなどのほか、実績見込みによりまして21万1千円を減額するものであります。

また、12節の役務費の通信運搬費につきましては、被保険者証交付等にかかる郵便料4万3千円を減額するものであります。

第3款、第1項、第1目、後期高齢者医療広域連合納付金の19節、負担金、補助及び交付金の事務費納付金につきましては、広域連合の事務費の精算によりまして71万4千円を減額するものであります。

また、保険料等納付金につきましては、納付保険料の増と保険基盤安定負担金の減との差し引き額236万9千円を追加するものであります。

次に、第4款、諸支出金、第2項、第1目の一般会計繰出金の28節、繰出金につきましては、歳入の交付金のところでも説明いたしました制度周知広報等経費に対して交付されます高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を充当するもので、一般会計で支出している町広報誌に制度周知のための記事を掲載しておりますが、この広報誌掲載関係経費分として4万1千円を一般会計に繰り出しするため追加するものであります。

以上、平成26年度後期高齢者医療特別会計の補正予算の内容について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第7号 平成26年度訓子府町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての提案理由の説明を求めます。議案書62ページです。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） 議案書の62ページをお開き願います。

議案第7号 平成26年度訓子府町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正は、第1条にありますように1,517万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億7,800万円とするものであります。

この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、63ページの「第1表 歳入歳出予算補正」の表のとおりでありますのでご覧をいただくこととし、その内容につきましては、64ページ以降の事項別明細書により説明させていただきます。

それでは、64ページの歳入から説明をさせていただきます。

まず、第1款、保険料、第1項、介護保険料、第1目、第1号被保険者保険料につきましては、年度途中の資格取得及び喪失等による保険料の増減により、1節の特別徴収保険料につきましては314万7千円を増額、2節の普通徴収保険料につきましては132万2千円を減額、3節の普通徴収保険料滞納繰越分につきましては、滞納繰越額の減によりまして7万円を減額するものであります。

次に、第2款、分担金及び負担金、第1項、第1目、介護予防負担金につきましては、介護予防事業として実施しております「通所型介護予防事業」の利用者負担金ですが、当初の見込みより利用件数が少なかったことから3万1千円を減額するものであります。

第3款の国庫支出金、第1項、国庫負担金、第1目、介護給付費負担金につきましては、施設介護サービス給付費などの保険給付費が減額となる見込みとなったことから、国の負担割合相当額の184万4千円を減額するものであります。

次に、65ページ、第2項、国庫補助金、第1目、調整交付金は、保険給付費見込額の減少により134万5千円を減額するものでございます。

次に、第4款、支払基金交付金、第1項、第1目、介護給付費交付金につきましても、保険給付費が減額となる見込みとなったことから416万4千円を減額するものであります。

次に、第2目、地域支援事業支援交付金につきましては、介護予防事業に要する経費のうち第2号被保険者負担分について、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものですが、昨年度と同様に全国一律に49.8%の圧縮率がかけられ交付されることから131万5千円を減額するものであります。

次に、第5款、道支出金、第1項、道負担金、第1目、介護給付費負担金につきましても施設介護サービス給付費などの保険給付費が減額となる見込みとなったことから道の負担割合相当額の282万3千円を減額するものであります。

次に、第6款、財産収入、第1項、財産運用収入、第1目、利子及び配当金につきましては、介護給付費準備基金利子の確定に伴い5千円を追加するものでございます。

次に、66ページの第7款、繰入金、第1項、基金繰入金、第1目、介護給付費準備基金繰入金につきましては、会計の収支不足額に基金の繰り入れを予定しているものですが、保険給付費見込額の減少による減額と、先ほどの圧縮率がかけられた地域支援事業支援交付金の立て替え分の131万5千円を含めまして、265万5千円を減額するものであります。

次に、第2項、他会計繰入金、第1目、一般会計繰入金の1節、介護給付費繰入金につきましては、保険給付費の見込額の減少により179万5千円を減額するものです。

4節、その他一般会計繰入金の、地域支援事業（介護予防事業）繰入金につきましては、事業費の減少により43万5千円を減額、事務費繰入金につきましては、事務費の減少により53万円を減額するものであります。

次に、67ページの歳出について説明させていただきます。

第1款、総務費、第3項、介護認定審査会費、第2目、認定調査費の12節、役務費では、介護認定申請に必要な主治医意見書の件数が見込みより少なかったことから手数料を37万7千円減額、13節、委託料の認定調査業務につきましても15万3千円を減

額するものでございます。

第2款、保険給付費、第1項、介護サービス等諸費、第5目、施設介護サービス給付費につきましては、施設入所者数が当初見込みより少なかったことから978万円を減額するものであります。

次に、第4項、高額介護サービス等費、第1目、高額介護サービス費につきましては、要介護者の介護サービス利用自己負担額が一定額を超えた場合に給付するものですが、支給対象者の減によりまして、212万円を減額するものであります。

次に、68ページの第5項、第1目、高額医療合算介護サービス費につきましては、支給対象者等の減により46万円を減額するものであります。

次に、第6項、第1目、特定入所者介護サービス費につきましては、要介護者の施設等利用時の食費・居住費の低所得者への補足的給付ですが、利用日数の減によりまして、200万円を減額するものでございます。

次に、第3款、地域支援事業費、第1項、介護予防事業費、第2目、一次予防事業費、13節、委託料につきましては、運動指導等業務の回数の減等により69万1千円の減額、通所型介護予防業務につきましては、委託単価の増によりまして22万5千円の増、これらの差し引き額46万6千円を減額するものであります。

次に、69ページの第2項、包括的支援事業・任意事業費、第1目、介護予防ケアマネジメント事業費の28節、繰出金では、一般会計繰出金として、地域包括支援センター人件費充当分17万4千円を追加するものでございます。

次に、第4款、第1項、基金積立金、第1目の介護給付費準備基金積立金につきましては、基金利子の確定により5千円を基金に積み立てるものであります。

これによりまして、資料1の財政調整基金及び特定目的基金の保有状況（見込）の表の下から2段目の右端にありますとおり平成26年度末基金保有見込額は3,142万2千円となる見込みであります。

以上、平成26年度介護保険特別会計の補正予算について、提案理由の説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） ここで昼食のため休憩をいたしたいと思います。

午後1時から行いますので、ご参集をお願いいたします。休憩いたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後 1時00分

○議長（橋本憲治君） それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

補正予算の説明に入る前に、先ほどから皆さんに訂正の42ページの件がありますので、副町長のほうから説明をお願いしたいと思います。

副町長。

○副町長（佐藤明美君） 議案第4号の平成26年度、先ほど説明しました訓子府町一般会計補正予算の修正でございますけれども、42ページになります。今ちょっと見苦しく貼らせていただきましたけれども、改めてお詫びを申し上げます。すいませんでした。

それでは、若干ですけれども、この予算書とはちょっと消防の場合違うんですけれども、資料というかたちで説明させていただきますけれども、今貼りました上の表の消防組合の丸ついた繰越金という部分でございますけれども、これは消防組合独特の決算といいますか、予算の仕方でございます、これは例年、毎年出ることになりますけれども、実は丸々うちの会計年度でいえば1年ぐらいいずれているという部分でございますけれども、この消防組合の繰越金、これは前年度の平成25年度の繰越金が、ちょうど消防の議会もうちとちょっと違まして2月になるんですけれども、そういう部分で予備費というかたちで繰越金の部分出てくるときありますけれども、一応いつ災害があるかわからないという部分で、その残分というのは最初から多少みてございますけれども、その確定が繰越金としての確定が今回144万8千円出たということで、この部分結局使わなかったものですから、今年26年のうちの共通経費で負担金で納めている部分あるんですけど、その分の金が減るということで、資料というかたちで毎年載せてございますけれども、消防組合繰越金としての144万8千円分を減らしていただくという部分の予算でございます。

なお、今回この二つの資料といいますか、二つのお金出ておりますけれども、この分の総額については変わっておりませんので、単純にこれが記載漏れということでご理解いただきたいというふうに思っております。

その下の北海道市町村振興協会の助成金につきましては、これにつきましても毎年あたるかどうかわからないというのもあるんですけれども、今年につきましても救急救命士の追加講習分、当初予算でみてございましたけれども、追加講習の一部の分がさらに該当になったという部分で、その部分がちょうどこれは北見市の消防組合全体で調整を受けておりますので、訓子府支署分としての負担分で3万円、追加した3万円の部分が振興協会の助成金の対象となったという部分で、その分も落とさせていただいた。うちの負担金をその分納めなくていいというかたちで3万円を減額させていただいたという資料の中身でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上、追加させてもらいました中身について、ご説明しましたので、重ねてよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第8号 平成26年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての提案理由の説明を求めます。議案書70ページでございます。

上下水道課長。

○上下水道課長（遠藤琢磨君） 議案書70ページをお開きください。

議案第8号 平成26年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案説明をさせていただきます。

第1条で、歳入歳出それぞれ1,440万3千円を減額し、歳入歳出の予算総額をそれぞれ2億468万7千円とするものであります。

第2条につきましては地方債の補正でありますので、後ほど71ページの「第2表地方債補正」で説明をさせていただきます。

次に、71ページの第1表は、款項ごとにそれぞれ補正額を記載しておりますので、ご覧いただくこととし、その内容につきましては72ページ以降の事項別明細書により説明させていただきます。

また、「第2表 地方債補正」につきましては、事業費の確定により、農業集落排水事業の起債借入限度額2,250万円を1,950万円に変更するものであり、補正後の起債の方法は、補正前と同じ証書借入、利率も5%以内であります。

それでは、72ページの歳入歳出予算補正の事項別明細書について、説明をさせていただきますが、今回の主な補正内容につきましては、農業集落排水事業の事業費確定、道道北見置戸線下水道支障物件移設工事費確定及び事務事業の精査に伴う補正でございます。

はじめに、歳入から説明をさせていただきます。

1款、1項、1目、農業集落排水事業分担金20万円の減額につきましては、市街地において新築等により新たに下水道へ接続する戸数が当初予算5戸から1戸になったことにより4戸分を減額するものでございます。

3款、1項、1目、国庫補助金295万2千円の減額は、訓子府地区農業集落排水センター機器更新工事費確定に伴い、農山漁村地域整備交付金を減額するものでございます。

4款、1項、1目、一般会計繰入金であります。今回の補正に伴いまして、一般会計からの繰入金を396万3千円減額するものであります。

73ページ、6款、3項、1目、雑入428万8千円の減額につきましては、オホーツク建設管理部で施工いたします道道北見置戸線交通安全工事に関します下水道支障物件移設工事補償費の減額であり、若富工区につきましては、工事区間が短縮され支障物件移設工事の一部が不施工となったことに伴いまして448万3千円の減額、日出工区では、マンホール天端高調整で当初減耗費を検討してございましたが、減耗費が適用されず全額補償費の対象となったことから19万5千円増額となっております。

7款、1項、1目、農業集落排水事業債につきましては、農業集落排水施設更新工事費確定により減額となったことに伴いまして、下水道債で150万円、過疎債で150万円のあわせて300万円を減額するものでございます。

次に、74ページの歳出について、説明させていただきます。

1款、2項、下水道管理費の1目、農業集落排水管理費の62万6千円の増額ですが、11節、需用費の光熱水費につきましては、各処理施設の電気料が基本料金及び従量料金単価の値上げに伴い不足することから133万4千円を増額、15節、工事請負費では、新たな公共柵設置箇所が1カ所だったことに伴いまして、執行残70万8千円を減額するものでございます。

2款、1項、1目、農業集落排水事業費1,463万円の減額につきましては、15節、工事請負費で先ほど歳入の補償費でも説明したとおり道道北見置戸線交通安全工事区間短縮に伴います若富工区下水道支障物件移設工事が一部不施工となったことから工事請負費835万9千円を減額、日出工区につきましては、入札執行残36万7千円を減額、農業集落排水施設更新工事においては、工事価格の減額及び入札執行残をあわせ590万4千円を減額するものでございます。

2目、個別排水処理施設整備事業費24万5千円の減額につきましては、11節、需用費におきまして下水道管理車両の車検整備時の修繕料執行残を減額するものでございます。

75ページの表は、地方債の現在高の見込みに関する調書であり、今回の補正に伴いまして、平成26年度中起債見込額C欄でございますが300万円減の2,830万円となり、一番右側の欄、平成26年度末現在高見込額も同じく300万円減の6億8,757

万5千円となります。

また、別紙資料3で、今回の補正予算にかかります投資的事業の内容を事業ごとに記載しておりますので、後ほどご覧いただくこととし説明は省略させていただきます。

以上、平成26年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、その提案説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第9号 平成26年度訓子府町水道事業会計補正予算（第4号）についての提案理由の説明を求めます。議案書76ページです。

上下水道課長。

○上下水道課長（遠藤琢磨君） 議案書76ページをお開きください。

議案第9号 平成26年度 訓子府町水道事業会計補正予算（第4号）について、提案説明をさせていただきます。

まず、第2条で、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収益的支出では営業費用で690万9千円を減額、営業外費用で37万円を減額し、歳出の総額を1億5,414万2千円とするものであります。

次に、第3条で、予算第4条本文括弧書中の4,289万7千円を3,490万9千円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、資本的収入では、企業債で1,120万円を減額、補償金で781万5千円を減額、出資金で280万3千円を減額し、資本的収入の総額を6,059万2千円とするものでございます。

資本的支出では、建設改良費で2,980万6千円を減額し、資本的支出の総額を9,550万1千円とするものでございます。

第4条では、予算第5条に定めた企業債の事業ごとの限度額を表のとおり改め、限度額の総額を2,680万円とするもので、補正後の起債の方法は、補正前と同じ証書借入、利率も5%以内であります。

次に、77ページ、第5条では、予算第7条に定めた経費の職員給与費を4万2千円増額し、総額3,031万4千円とするものでございます。

第6条では、予算第8条中、一般会計等から補助を受ける金額を115万5千円減額し、2,277万3千円とするものでございます。

次の78ページ、水道事業会計予算実施計画（説明書）であります。これは一般会計の事項別明細書にあたるものでありますので、内容の説明をさせていただきます。

（1）収益的収入及び支出であります。

収益的支出の内、1款、1項、営業費用の1目、原水及び浄水費につきましては、事業の精査に伴う執行残304万5千円の減額でございます。その中で賃金10万5千円の減額につきましては、維持管理賃金を伴う緊急的な事案がなかったことによる減額でございます。備用品費70万円の減額は各浄水場の備消耗品について節減に努めたため支出が少なかったことにより減額するものです。燃料費4万円の減額は大谷浄水場灯油及び発電機用軽油の消費量が予算より少なかったことにより減額するものです。手数料140万円の減額は水質検査業務において入札執行残及び臨時検査の実施が少なかったことによる減額、それから、賃借料60万円の減額は緊急的な対応として重機借上料を計上してはいたしましたが、重機の使用が少なかったことによる減額でございます。材料費20万円の減額は、浄

水場において緊急的な資材購入が少なかったことによる減額でございます。

次に、2目、配水及び給水費につきましては、賃金から材料費まで、精査に伴う執行残で369万6千円の減額でございます。また、各項目の減額理由につきましては、先ほど1目の原水及び浄水費で説明をさせていただきました内容と同じで、賃金、材料費につきましては、緊急的な作業、資材購入がなかったことによる減額、賃借料については、緊急的な重機借り上げがなかったことによる減額でございます。備用品費については、備消耗品の節減に努めたことにより支出が少なかったことによる減額、修繕費130万円の減額は、検満メーターの取替箇所が当初予算より少なかったことにより30万円の減額及び施設修繕が予定より少なかったことにより100万円の減額、あわせて130万円を減額するものでございます。

3目の総係費につきましては、総額で16万8千円の減額でございますが、その内容につきましては、まず、報酬の3万6千円の減額は、上下水道事業経営審議会委員の報酬を26年度は下水道会計で支払うため全額を減額するものでございます。給料6万円の増額は、給料の独自削減2%が12月31日をもって廃止されたことに伴いまして、給料に不足を生じるため追加するものでございます。法定福利費につきましても、給料と同じく職員共済組合負担金に不足が生じるため追加するものでございます。被服費の減額につきましては、職員の被服貸与が必要なかったことによる減額でございます。修繕費の20万円の減額は、水道管理車両の修繕が少なかったことによる減額、食糧費9千円の減額につきましては、食糧費を伴う緊急作業等がなかったことによる減額でございます。

次に、2項、営業外費用の1目、支払利息であります。一時借入を起こさなかったことによりまして、一時借入金利息37万円を減額するものでございます。

続きまして、79ページをお開き願いたいと思います。

(2) 資本的収入及び支出でございます。今年度の各工事が完了し事業費が確定したことに伴います収入及び支出の補正でございます。

まず、収入でございますが、1款、1項、1目、建設改良等に充てるための企業債では、起債借入額を減額するもので、駒里地区水道水供給事業で610万円、道道北見置戸線支障物件移設事業で330万円、配水管整備事業で180万円の合計1,120万円を減額するものでございます。

3項、1目の補償金では、国、道、訓子府町からの各工事に対する補償費を工事費確定に伴い減額するもので、北海道横断自動車道支障物件移設事業で154万円、道道北見置戸線支障物件移設事業で253万円、道道置戸訓子府北見線支障物件移設事業で259万円、末広団地東1丁目線配水管移設事業で115万5千円の合計781万5千円を減額するものでございます。

5項、1目、出資金では、各工事に対する一般会計からの出資金を工事費確定に伴い減額するもので、配水管整備事業で59万4千円、道道北見置戸線支障物件移設事業で211万4千円、老朽管更新事業で9万5千円の合計280万3千円を減額するものでございます。

次に支出でございますが、1款、1項、1目、施設整備費では、工事費確定に伴い工事請負費を790万6千円減額するもので、内容につきましては、駒里浄水場機能強化事業で704万1千円減、南9線駒里送水管連絡事業で86万5千円減額ということござい

ます。

2目、施設改良費では、同じく工事費確定に伴いまして工事請負費を2,190万円減額するもので、内容は北海道横断自動車道関連事業で550万8千円の減、道道北見置戸線関連事業で1,005万5千円減、道道置戸訓子府北見線関連事業で259万2千円減、配水管更新事業で353万1千円減、老朽管更新事業で21万4千円の減額でございます。

次に、80ページのキャッシュ・フロー計算書につきましては、活動ごとの一会計期間の現金の流れを見るための報告書でございますが、今回の補正に伴いまして、第3回補正後と比べ、Ⅰの業務活動の内当年度純利益で678万円増額、Ⅱの投資活動では、有形固定資産の取得による支出が2,759万8千円減ったことと、国庫補助金等による収入が781万5千円減ったことにより差し引き1,978万3千円の減額、Ⅲの財務活動では、建設改良費等の財源に充てるための企業債の収入で1,120万円の減額、他会計からの出資による収入で280万3千円減額、あわせまして1,400万3千円が減額となり、Ⅳの資金増加額が1,256万円増加となり、Ⅵの資金期末残高も同じく1,256万円増の3億9,134万2千円となっております。

また、別紙資料4で、今回の補正にかかります投資的事業の内容を事業ごとに記載しておりますので、後ほどご覧いただくこととし、内容の説明は省略させていただきます。

以上、平成26年度 訓子府町水道事業会計補正予算（第4号）について、その提案説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより一括議題の議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号の質疑、討論、採決に入ります。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、会議規則第55条ただし書きを適用し、議長が指定した議案ごとに、1人につき2回まで質疑することを許します。

まず、最初に、議案第4号の質疑を許します。議案書1ページでございます。

ご質疑ございませんか。

8番、河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） 8番、河端です。何点かお伺いいたします。

はじめに17ページ、公有林管理費の中の委託料、訓子府町町有林森林認証申請業務、これは2月27日にエスジェックで確定したということですが、これからの見込みというんですか、来年度も同じような、このエスジェックってこれ業者の名前ですか、来年度の関係をお聞かせください。

それと18ページ、企画費の中の地方交通対策事業の中の地域間幹線系統確保維持事業費補助金ですが、これは北見バスの赤字の3系統の路線にということですが、これは先ほど説明がありましたが、これは訓子府と北見の間だけでなく、その3系統の中で訓子府の割合、この辺の計算というんですか、それとこれは今年度ですが、これからどのようなかたちになるのかお聞かせください。

21ページの臨時福祉給付金事業の中で臨時福祉給付金ですが、当初予算からみるとほぼ半額ぐらいです。これは当初の見込みとこれだけ開いた原因というんですか、それはどのようなことだったのでしょうか。

その下の子育て世帯臨時特例給付金ですが、これはさほど差違はなかったんですが、中には申請をして対象にならないとか、申請をされなかったとか、いろいろな原因があると思いますが、そのあたりをお聞かせください。

26ページ、3目の農業振興費の中の経営体育成支援事業ですが、これは新規の人・農地プランということで説明がありましたが、これの具体的な対象戸数と事業の内容はどのようなかたちなのか、それとこれからはどういうかたちになるのかお聞かせください。

30ページ、道路維持費の中の町道除排雪事業ですが、これ当初2,202万の予算で今回補正なんですけど、この事情はわかりますが、町の除雪費としては、除雪車両運行管理費も含めた除雪費はどのぐらいなのか、町民の方も今回かなり大雪なので町の除雪費はどのぐらいになるんですかということもよく聞かれることがありますので、それも含めて町の除雪費はどうかということをお伺いします。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 17ページ、総務費、第1項、総務管理費、4目、公有林管理費、この中の説明の4段目にあります訓子府町町有林森林認証申請業務、これのエスジェックの中身でありますけどもエスジェック、これは全国的な認証制度ということになります。ですので、オホーツクについては、おおよそかなりな割合で認証がされております。管内で認証がされていないのは今のところ北見市のみということですので、本町においては民有林を除くすべての山林が今回で認証を取れたということになりますので、地域的なブランドの確立ということの一員というような位置付けになっております。この認証制度については、山が適切に管理され優良な材料が出てくるというようなことのお墨付きをいただいたというふうに理解していただければというふうに思います。

それと来年度ですけれども、26年度については、取得の費用ということで、この金額になりますし、27年度以降については、ちょっと金額、今のところちょっと手持ちがないので申し訳ありませんけれども、毎年確認の業務があるということですので、費用がかかってくるというふうに理解していただければと思います。

次、26ページ、6款、農林水産業費、1項、農業費、3目、農業振興費、この中の一番下段にあります経営体育成支援事業助成金ということで1,051万7千円、この内容、それと戸数、それからこれからについてということでもあります。

今回の支出のほうの副町長のほうから説明がありましたとおりこの事業については、中間管理機構における借入者において、経営規模の拡大を図る目的として金融機関から融資を受けた方について、農業機械の助成をするものであります。助成については10分の3であります。件数は、これも副町長のほうから説明されましたとおり8件。内容でありますけど、トラクター2台、スプレイヤー中古1台、玉ねぎ全自動移植機4条植え2台、全自動野菜移植機1台、オニオンピッカー自走式1台、ワイドスプレッター1台ということので台数は8台になります。

内容は、今の内容でありまして、来年度も基本的にある事業というふうに理解していただければと思います。

それと最初のご質問の一番目の質問でありますけれども、エスジェックの27年度の定期的な部分の審査ということで32万4千円ということになります。

よろしく申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 2点目に18ページの2款、1項、8目、企画費の地方交通対策事業の地域間幹線系統確保維持事業費補助金の3路線の訓子府の割合ということでご質問をいただきました。副町長からの説明にありましたけども、今回の補助金については、勝山線、置戸線、それと陸別線の3系統の部分の赤字額の補てんということで、説明にもありましたけど、乗車密度が5人という基準が国にありまして、それを下回った部分については理論上5人までのお金を地元の利用者が負担するというので、この3路線については、各自治体、北見市、訓子府町、置戸町、陸別町で負担をしているということでございます。それで割合についてなんですけども、まず、均等割が全額の30%、それとキロ定割が35%、それと人口割が35%、それで路線によって、ちょっと一律の割り方にはなりませんので、勝山線で申しますと北見市が52.4%、訓子府町21.3%、置戸町が26.3%。置戸線、北見市53.9%、訓子府町22.7%、置戸町23.4%。陸別線、北見市45.8%、訓子府町15.6%、置戸町18.3%、陸別町20.3%の端数ちょっとズレがあるかと思えますけども、そのような状況でございます。

それと2点目にあった「これからどのようなかたちになるのか」ということでも、ちょっと国のバス会社に対する補助金の算定方法がちょっと3年ほど前から変更がございまして、2年前の事業実績に対する補助ということでも、そういう意味からいくと補助金の部分のところでいくと2年前の数字に基づいた補助金が出るということと、先ほど申し上げた乗車密度の関係でいきますと、やはり沿線の主に通学生の人数が減っているということもありますので、そういう意味では、今回5人割っていますんで、来年以降に急激に増えるというような状況もないということでも、そういう意味では、今後も補助金の見合いもありますけども、状況としては、続くのかなというふうに思っております。ちなみに去年はゼロということでも、予算的にはなかったということと一昨年は百数十万円発生しているということでも、ちょっと状況を見ながらというような状況になると思えます。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） ただいま、21ページ、臨時福祉給付金の給付金が半額ぐらいになっているので当初予算との見込みの関係についてということでも、この部分については、当初につきましては、およそ概算で1,900人というふうに見ているところでございますけども、その根拠といたしましては、26年1月1日現在の人口が5,409人いまして、そのうち課税者2,575人であったということで、残り非課税者と未申告者ということで、2,834人が基本的に対象になるだろうということと、それから子どもの分は対象になりませんので、18歳未満につきましては798人を除外しております。それからあと課税者の夫の扶養者ということで奥様の部分で引く分ですけども、ここら辺については、大目にみようといいますが、予算の確保の部分もありますので、少な目に控除をするということで、児童手当給付世帯の4割ぐらいの分は夫の配偶者であろうということで136人を引いておりまして、その結果1,900人と大きく数字をとったところでございます。それで結果としては、977人の方の給付になっておりますけども、この部分につきましては、福祉保健課で持っているデータ、福祉灯油のデー

タだとか、あと国のほうから今回の事務につきまして、基礎年金のデータの部分についてもいただいておりますので、そういった部分からみますと大体いいところいてるんじゃないかと思っておりますし、実際に詳しい状況については、申請があつてはじめてわかるという部分もありますので、そういう状況でございます。

それから子育て世帯臨時特例給付金については、そんなには差はないんだけど、申請がちゃんとされているのかどうなのかという部分でございますけども、子育て世帯臨時特例給付金につきましては、平成26年1月分の支払い実績に基づいておりまして、当初621人が対象になっておりまして、そのほかに各役所等とか、地方独立行政法人で支払っている部分を含めまして、それが61人おりまして、全部で682人というふうに見ております。結果として561人となっておりますけども、この部分については、もう対象者もわかりますので、その方については、すべて来られていない方については通知を行って申請するように行っているところでございます。この差違の部分でございますけども、子育て世帯臨時特例給付金につきましては、臨時福祉給付金事業の対象にならない子どもが対象になりますので、基本的にその分の差分が落ちているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） 建設課長。

○建設課長（佐藤正好君） 議案書30ページになります。除雪費用の全体の除雪費についてのお尋ねをいただきました。議員からもお話ありましたように、この道路維持費の中の除雪事業費としましては2,202万円という当初予算でございました。全体の除雪費としては、このほかに車両運行管理費の中でみております除雪車両にかかる経費がございます。その分当初予算では1,541万1千円でございます。あわせまして当初は3,743万1千円ということになっております。除雪車両のほうでかかる分については、これからの除雪の発生状況によって場合によっては燃料が不足する事態もあり得るということではございます。今回補正をいたしました道路維持費にかかる部分でございますけども、これまでの支払いに充てる部分ですでに不足が生じていたということもございまして、これについては、夏場の道路維持費の不用額をここに流用させて、充当させていただいたということで、その額が賃金、機械借上料あわせまして99万6千円でございます。それと今回、補正予算の提案をさせていただいております689万7千円、これを足しますと道路維持費の除雪事業にかかる費用としては2,991万3千円、先ほどの車両運行管理費とあわせると4,532万4千円が現在の予算額ということでございます。今回のこの大雪が毎日のように続いておりますものですから、この道路維持費の部分につきましては、2,991万3千円については、ほぼ使いきっている状況と。今日も出ていますので、今日の分を入れると大体なくなるのかなというような状況でございます。この後、補正予算のお願いもする機会があろうかと思っておりますけれども、その際には、またよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

7番、工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 7番、工藤です。18ページになります。18ページの総務管理費の中の8目、企画費の中で高齢者ハイヤー利用サービス業務が1.3倍ほど増えている

ということで14万9千円増額になっておりますけれども、この実数字、当初の予算のときの、いわゆる見込みの人数と、1.3倍というのは当初が出ればわかるんですが、ちょっと数字でお知らせをしていただきたいなというふうなのが1点です。具体的な数字で、何人増えているのかということです。

それから、27ページになりますけれども、農業費なんです、この農業基盤整備事業の中で道営の高園地区の農地整備事業、担い手支援の関係の負担金関係でありますけれども、これは額が非常に大きくマイナスになっておりますけれども、これについて、後ろのほうに説明もあります、こういう減になる、業務が確定したということだと思っております、減の理由といいますか、これをもう少し詳しく説明があればお願いをしたいというふうに思います。それとあわせて、これも30年まででしたかこの事業、今後の見通しも含めてどういうふうになっていくのか、考えられるのか、その辺のことも含めてお聞きしたいと思っております。

また戻ってしまいます。20ページになりますけれども、20ページの民生費の中の第1項、社会福祉費ですが、この中の配食サービス事業で23万8千円減額になった決算になってきておりますけれども、この減になった理由は主に、700何食かに減っているということなんです、考えられる理由というものがわかっておられるのであればちょっとお聞きしたいということが1点と、もう一つ、その下のほうに、最後のほうにあります地域生活支援事業の中の委託料ですが、移動支援事業と日中一時支援事業、これも同じように減になっております、これ利用が減っているということだと思っております、主な理由をちょっとお聞きしたいと思っております。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 議案書18ページの企画費の地方交通対策事業、高齢者ハイヤー利用サービス業務の前年度の比較の部分でございますけれども、まず、1月の登録者数でございますけれども、338人でございます。前年度同期で285人でございますから、プラス53人増ということです。それと前年との延べの利用人数でございますけれども、現状でいきますと1,884回、前年度が1,701回ということでございます。先ほど副町長が申し上げた1.3倍の部分でございますけれども、距離によって変わりますので、そういう意味では、ちょっと金額的に実績で30%アップということでございますけれども、当初予算は一定程度実績に5%ぐらい乗せていますので、そういう意味では、徐々にでありますけれども浸透をしてきているのかなというふうに考えています。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 27ページ、6款、農林水産業費、第1項、農業費、5目、農業基盤整備事業費ということで、これの中段にあります道営訓子府高園地区農地整備事業の減額が多いと。この内容というようなお質問がありました。予算の組み立てとして、いろいろ実はこれは単年度の数字で出ておりますけれども、組み方としては、例えば25年度、26年度ではなく、25年度の繰越予算が26年度にきているという部分の予算もある。それから、26年度の当初予算もあるというようなかたちで、それぞれ国の予算が繰り越し、それから補正、それから26年の当初というようなかたちで3種目で予算の配分がきております。そういったかたちで事業の実施する年度としまして、26年度につ

いては、総体の事業は少なかったということでもあります。また、このような予算の流れになっていますので、27年度のほうに事業費が増えていくというような流れになるということでもあります。それと今後の基盤整備の見通しでありますけれども、今回の27年度の国の予算でありますけれども、かなり農業基盤の配分については厳しいというようにお話をいただいております。今のところまだ国の27年度当初予算決まっておりますけれども、道の要望額より今のところ大体5割から6割というようにお話をいただいているところであります。ですので、27年度については、今後ご審議いただくことでもありますけれども、実際は予算を計上させていただいておりますけれども、細かい分で確認はちょっとしていないですけれども、予算の計上額よりは実際は今のところ5割か6割かなと。ただ期待していただきたいということも、この前の部分でお話がありました。これ中部の所長が27年度の予算について説明ありました。あるかどうかはわかりませんが、あるとすればその分で農業基盤の事業についても増額を考えているというようにお話をいただいたところです。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） 20ページの配食サービスの利用回数が減っているその原因は何かということでございますけれども、23万8千円の減額の部分ですけれども、当初1,022食が724食になったということで、当初の人数、対象者の方7人でみておりましたけれども、結果としまして5人ということで2人減ということで対象者がなっております。その原因につきましては、ちょっと把握はしておりませんが、配食を取りやめられたというようなことが原因かというふうに考えております。ということで、その分の配食数が減って23万8千円の減額ということでございます。

それと続きまして、同じページのその下の移動支援事業と日中一時支援事業の減額の理由でございますけれども、移動支援事業につきましては、買物等、図書館とかいろんな部分等の移動に対する事業でございますけれども、当初21人で予算をみておりましたけれども、実際には7人ほど多くみていたということで、対象者14人だけでも7人多くみていたということでございまして、結果として、9人の方しか使われていないという部分で、その分の減が大きな状況になっております。それとあと日中一時支援事業ということで、とむての森のほうに通う事業でございます、児童の方が行くんですけども、当初9人の予定でみておりましたけれども、実際に利用されている方は3人ということでございます。その主な要因というのは、ちょっとはっきりわかりませんが、訓子府町児童センターに行かれている部分が多いのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

5番、上原豊茂君。

○5番（上原豊茂君） まず最初に、歳入のほうなんですけれども、町民税の関係で課税分の減額が出ております。説明の中で「農業所得の減による」と要因説明がありました。この件についてでありますけれども、どのような状況、単純に総額でいっても、なかなかここには結びつかないのかもしれないかもしれませんが、どの程度の所得税の減額につながっているのか、また、その減額になった、もし大きく変化がある数字等が戸数等がわかれば、その辺もお示しをいただきたいと思います。

それとその下の固定資産税の関係でありますけれども、償却資産の増ということであり
ます。この内容についても、もしわかればご説明をいただきたいと思います。

それと今、説明がありました20ページの地域生活支援事業の関係でありますけれども、
さまざまな状況があろうかと思っておりますけれども、移動支援事業の関係で、際限なく支援す
るということにはなかなかならないのかと思っておりますけれども、この状況の中で290回が
240回というような説明だったと思うんですけれども、実際支援を受けている側の状況
としては、どのような受け止め方といたしますか、今の現状で満足されているのか、まだま
ださまざまな課題を抱えているのか、その辺について、もしわかれば説明をいただきたい
と思います。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 町民課長。

○町民課長（八鍬光邦君） 1点目に6ページの町税の関係でご質問いただきました。今
回、1,053万6千円を現年課税分で減額をさせていただいておりますけれども、今回1
月末の調定額に前年度の徴収実績の99.1%を掛けて見込んだ金額を算定しております
けれども、先ほど戸数も何かわかるのかということでしたけれども、ちょっと戸数については
1件、1件拾っていないものですからちょっと中身見えないんですけれども、農業所得の減
によるんだということなんですけれども、平成26年度の予算に関わります農業所得の分につ
きましては、平成25年産の概算金と24年産の精算金の部分が26年度の予算に反映され
てくるのかなと思っておりますけれども、25年産の馬鈴しょとか玉ねぎがこの町民税には
すごく大きなウエイトを占めておりますけれども、概算金につきましては、前年並みであ
ったのかと思っておりますが、24年の分の本精算が前年度の生産額を大きく下回ったとい
うふうに資料をいただいております。ちなみに私が手持ちで持っている資料でいきますと
玉ねぎにつきましては総体ですけれども、対前年度の予算のときと比べますと、玉ねぎの精
算額といいますか、精算金でいきますと3億5,500万円程度の減、それから馬鈴しょ
につきましても1億9,400万円程度の減ということでございまして、その分が戸数は
わかりませんが町民税に大きく影響しているのかなと思っております。

それから、2点目の固定資産税の償却資産の関係でございまして。

土地ですとか家屋の分につきましては、ほとんど似たような当初の補正前と同じような
見込みでございましたけれども、償却資産につきましては、ほかの要因もありますけれどもざ
っとみますと5億6千万円ぐらいの課税標準額になります。その1.4%になりますから
七百数十万円とかということになるかと思っておりますけれども、この部分につきましては、ち
よっと詳細の中身はみえておりませんが、酪農家に対する機械のリース等がすごく大
きい部分がありまして、それは企業からの申告になりますけれども、その部分がすごく大
きいかなというふうに見ております。それからあとは昨年といいますか、26年度分に関
わります分でございますと農業者の農業機械の入れ替えという部分が申告増の要因かなとい
うふうにとらえております。

以上でございまして。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） 20ページの地域生活支援事業の移動支援事業の関係で、
現状に満足しているか、考えがあるかということのご質問かと思っておりますけれども、予算上今

年につきましては、290回が246回ということで減ってはございますけども、今年、第4期の障がい福祉計画を立てまして、その中でいろいろ中身の精査もさせていただいてるところでございます。アンケート調査もしているところでございますけれども、その中ではサービスについては、とりあえずは問題ないといいますか、サービスがあたりなくて困っているという状況はなかったというふうに記憶しております。またアンケートのなかでも移動のための部分につきましては、今後も続けて移動手段がとれるようにしてほしいというアンケートがございましたので、現状については、特段、支障はないというふうに押さえているところでございますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

3番、西山由美子君。

○3番（西山由美子君） 3番、西山です。12ページの財産貸付収入の町有住宅貸付料、これ実習生の貸付料ということですけども、26年度、実習生が全くいなかったんでしょうか、何人がいたのか、その辺詳しく教えてください。

それから20ページ、国民健康保険特別会計繰出金の中で、説明の中で今年の出生数が少ないということですが、現時点で何人ぐらいなのか教えてください。

北見市子ども総合支援センターきらり通園療育指導訓練、これも減額になっていて、36人の予定が30人だったということと回数が少ないんですが、これは予算を立てるときはどういった状況で立てているのか、申請とかそういうことなのか、見込みで少し多めに立てているのか、その辺教えてください。

それから先ほど河端議員のほうから質問ありました21ページの臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金事業なんですが、これは私も1年間すごく気になっていたんですが、ほかの市町村で広報ですね、追加広報といいますか、例えば給付の期限を延期したり、それから呼びかけを途中、途中で行っているんですが、訓子府町の場合は、最初に広報で周知したけれども、その後の何て言うんでしょうか、呼びかけとか、それなかったんですけども、その辺の、数が少なかったということ、実際の実数が少なかったということと関係はどうなんでしょうか、その辺教えてください。

それから、23ページの児童手当支給事業で、これも減額ですが、児童手当、減額の理由ですね、人数で予算とかなり違ったということなんでしょうか、ちょっと教えてください。

24ページ、これも先ほどの出生数とかかわるのか、妊婦健診、これも受診者数、現在の妊娠なさっている方の人数ですね、教えてください。

25ページの健康診査ですが、26年度の健康診査の受診率といいますか、それがわかっているれば教えてください。

それから、29ページで、先ほど有害鳥獣駆除事業のところでおホーツク管内全体にシカが少ないというお話でしたが自然減少なんでしょうか、もしわかる理由がありましたら教えてください。

それと商工費の中の店舗改修の内訳、件数と内訳を教えてくださいたいと思います。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 建設課長。

○建設課長（佐藤正好君） 議案書12ページになります。財産貸付収入の中にあります

町有住宅の貸付料の110万5千円と大きな減となっております。副町長の説明の中で、その主なものとして申し上げたのが農業実習生の減ということでございます。農業実習生の住宅につきましては3戸ございまして、そのうち1戸については、特殊事情ということでメゾン銀河が空くまでの間、通年でずっと入っている方がいらっしゃいました。その他に昨年は一応部屋数としては埋まっていますが、この予算の組み方なんですけれども、基本的に平成25年11月時点の調定額をベースにしていると。それで予算計上しているものですから、そして今年に入ってからたまたま通年入っていた方が退去されて、それっきり埋まっていない空いている状況だと。そして農業実習生につきましてもお一人だけが入居されたということで、期間の関係も短くて、それでここで大幅な減少をしております。あと町有住宅につきましては、同じように教員住宅を、これはどちらかというと政策空家的なものを緊急避難的に貸し付けているという部分もございまして、そういったものが通年入っていた方が退去されたり、あるいは学校の先生で退去されたりというのがございます。その他に消防の横に26年度に解体しました住宅の1戸について、そこも通年ずっと入っていたんですけども、今年解体しましたからゼロだということで、そうした異動全部含めての金額が110万5千円の減ということでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） 20ページの国民健康保険特別会計繰出金の減額の中の子どもの出生数につきましては、現在9名を見込んでいまして、さらに1名いるだろうということで、全部で10名の人数をみております。

続きまして、同じページの北見市子ども総合支援センターきりり通園療育指導訓練の36名から30名になっているということで、予算のときの見込みがどうかということでございますけれども、予算のときは、現実は今通っていて、その子が退園したりうんぬんという部分もありますので、その人数にプラス2、3名を入れて予算を組んでおります。結果としてなったのが30名ということでございます。若干人数を増やして計上してございます。

続きまして、21ページの臨時福祉給付金につきましては、人数が減っているということで、他の町では、いろいろ追加したりしているが、うちの町はどうかということでございますけど、本町につきましては、町広報紙に5月、7月、それと9月です。8月には折り込みチラシで広報をしております。7月には全戸にダイレクト通知をすべてにさせていただいております。その後さらに周知するというので、8月には町内会にお願いして町内会の回覧ですべて回していただいておりますし、あと実践会地区については、集会等でいろいろ話をしてほしいということで資料をお渡ししてお願いしているところでございます。また9月には、過去の福祉灯油の実績とか、日本年金機構等のいただいた年金資料等に基づいて本人にダイレクト通知をまた再度、あたりそうな人、可能性のある人を含めてダイレクト通知を出させていただいております。また9月末には、それでもあたると思われる方、福祉灯油等が当たっているのに来ていないという方には直接電話をして、来るようお願いしているところでございます。また施設、はるる、静寿園につきましては、施設に向いて事務の担当者の方にご家族に申請するようにお願いしているところでございます。そういった中で、かなりの量がカバーできているというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

続きまして、23ページの児童手当の減の理由ということでございますけども、当初7,332人ということでみていましたけども、これが7,126人ということでございますので、月平均にいたしますと当初は平均が611人が593人ということでございますので、おおよそ実態に近い数字といたしますか、当初の見込みどおりでございますので、結果として落ちたということだというふうに認識しております。

それから、続きまして、24ページの妊婦健康診査の人数でございますけども、当初予算では44名の方をみておりましたけども、実際、実績見込みですと37名の方が対象となっております。

25ページ、健康診査受診率ですね。平成26年度の現時点でございますけども、平成26年の末でございますけども、受診された方は対象者1,570名の方のうち591名となっております。現時点では37.6%の受診率となっております。これについては、まだ国に対して法定報告数とか、いろいろ対象が本当に1年間いたかどうかという部分ありますので、この数字は今後変わる可能性はありますので、ご承知願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 29ページ、先に申し訳ありません。商工費のほうの店舗改修事業の補助金の関係を先に説明させていただきます。件数と内容ということで、これも副町長のほうから説明がありましたとおり8件、内容であります。まず、照明のLED化、それから冷暖房の機械の取り替え、それから一部壁等の改修が割合的にはほとんどであります。金額のことでありますけども、総事業費758万9千円、今回の交付金352万7千円、予算が400万円ありますので47万3千円が減額ということであります。12月の定例会でご説明させていただいた、多分そのときに見込みとして全部使われるんじゃないでしょうかというような回答をさせていただきました。実はもう1件要請がありましたけども、時期的に施工業者、それと施行時期がちょうど異動時期というんですか、3月末とか4月とかに頻繁にお客さんが来られるということで、ちょっとその時期をずらしたいということで、26年度については工事はしなく、27年度で実施したいというようなお話をいただいておりますので、それで今回47万3千円が減になったということになります。

それと29ページの林業費のほうの有害鳥獣駆除のほうのエゾシカの状況が少ないというような副町長の説明ありました。全道的な部分でちょっと今数字はおさえていないんですけども、どちらかといえば現状維持なのかなと。本町においては24年にかなりの頭数とりましたし、昨年25年は40か50ぐらいでなかったかなと。今回は100というようなかたちになっております。影響があるのは、やはり24年にかなりの頭数をとったということで、かなりシカ自体が警戒しているということですので、ハンターの方が近くに行くとすぐ気配を感じて中に入ってしまうというような状況で25年はとれなかったと。26年についてはまた少しずつ頭数が増えてくるのかなと。あと町内のエゾシカの毎年1回、町内をライトセンサスというようなかたちで、夜でありますけども調査をさせていただいております。この状況からいいますと5カ年で説明しますと22年が69頭、それから23年が189頭、24年が209頭、25年が37頭、26年が46頭ということになります。これは町内を夜間にまわってポイントが5カ所あります。

これを継続的に調査をして生息数を把握しているというのが現状でありますので、今説明しましたとおり23年、24年が200弱、200頭ちょっとというようなかたちに数字が出ておりますので、私たちが調査している中では現在数字が減っているというような状況であります。

○議長（橋本憲治君） まだ質問があるみたいなので、ここで一時休憩をしたいと思います。午後2時30分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時30分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

先ほど西山議員の質疑に対しまして、農林商工課長から訂正がありますので、発言を許します。その後も福祉保健課長からの訂正もございますので、続けてお願いをしたいと思います。

農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 西山議員からご質問のありました29ページのエゾシカの生息数でありますけれども、全道的な部分で現状維持ではないかというような回答をさせていただきましても、道のほうの資料が手元に届きましたので、推定生息数ということで、道のほうでやられている資料というものであります。全道的には、東部地域、西部地域、南部地域ということで、三つの地域にわかれまして、南部地域については、調査がされていないということで、資料では、東部地域と西部地域ということで、捕獲実績をもとにした生息数ということで、25年度でありますけれども、東部地域が21万頭、それから西部地域が35万頭ということで、東部、西部あわせて56万頭、これは25年度であります。24年度については、その両方をあわせた頭数が59万頭ということで、25年と24年を比較しますと3万頭の減ということの生息数ということで、道のほうで出しているという数字であります。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） 先ほど西山議員からご質問ありました健康診査事業の人数の関係でございますけれども、先ほど私、特定健診の人数をお知らせしてしまいまして、25ページの健康診査事業の部分につきましては、後期高齢者健康診査と町民健康診査がありまして、後期高齢者健康診査につきましては、当初100人の予算でございましたけれども、60人ということの見込みでございます。

それと町民健康診査につきましては、当初61人でございましたけれども40人の見込みということでございますので、訂正させていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

10番、余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） 10番、余湖です。何点かお願いします。

まず、8ページの民生使用料、温泉保養センターの使用料について、68万6千円の減

ということですが、これについても使用料ですから、入場者の数の関係かと思うんですけども、人数的にどれくらい減っているのか、この主な原因とか考えられるのであればお知らせ願いたいと思います。

続きまして、20ページ、配食サービス事業については、何名かの方の質問ありましたが、先ほどの説明の中で7人から5人になったということでの数量の減ということですが、この7人から5人、この人数について、利用する人の対象者の、減ったから増やすという訳じゃないんですけども、対象者というのは、これ以外になくて希望する人がいないんでしょうか現実的に、そこら辺の事情について、お願いいたします。

それから、これはちょっとわかると思うんで教えてください。28ページ、農業交流センターの需用費の電気料の上昇で38万6千円が増額補正になっているんですけども、この38万6千円というのは、あの交流センター全体の、すべての電気料の増えた分が38万6千円ということなんでしょうか。あれは一括で町で払っているということと理解していいのかなということでもよろしくをお願いします。

もう一つ、32ページ、公園費につきましては、大幅な減ということで、これは公園のインターロッキングの見送りとか、中央公園のトイレの屋根の葺き替えをしなかったということなのか、ここら辺、この二つの事業について、見送り並びにしなかったということの理由についてお尋ねしますのでお願いいたします。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 8ページ、2目、民生使用料、説明にあります温泉保養センター使用料ということで68万6千円の件、この内容を説明させていただきます。当初予算が1,107万円、それから現在のところの見込みとしまして1,038万4千円ということで68万6千円の減であります。この68万円の内容でありますけども、25年度の実績が1,072万9千円であります。ですので25年の実績と26年の実績見込みとしましては約34万円ほどの減ということとあります。人数の関係でありますけども、現在のところ1月末の状況でありますけども、26年度の全体の利用者が3万3,130人、それから25年度の同期の人数が3万3,524人ということで、延べ394人ほど減になっております。金額的な部分で減になっている。ただ人数は、そんなに減っていないというような状況であります。この原因というのは、利用されている方が年齢がかなり高くなってきているということとありますし、高齢になってどういう部分で使用料が下がるのかというような原因でありますけども、寿利用券を町内の方については、発行させていただいております。ですので半額の使用料になりますので年齢的に65歳になられる方が割合的に増えてきているということで使用料が減額になっているというのが実態なのか。数年前、昨年もそうですけども、原因としまして、町外からの入浴客とかということでガソリンの高騰等いろいろな理由がありましたけども、現時点では、ガソリンの高騰はございません。どちらかと言えば、今説明しましたとおり利用者が年齢がだんだん上がってきているということで利用客も少しずつ減ってきておりますし、高齢になられているので寿券の利用の方が割合が増えてきているというような状況であります。

それと28ページの農業交流センター電気料の関係であります。ご質問のとおりこの施設については全額を町のほうで支払いをさせていただいて、利用されております商工会の

ほうから利用料を検査しまして、その電気料をいただいているということですので、総額は町から払って商工会が利用されている分については計算をして後からいただいているというような状況になります。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） 20ページの配食サービスの関係でございますけども、対象者についてはどのような方かということでございますけども、障害者等福祉事業で行われている委託料の配食サービス事業につきましては、障がいをお持ちの方を対象とした配食でございます、その他に高齢者を対象にしました高齢者在宅サービスというほうで高齢者の方25人分を見込んでございます。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） 建設課長。

○建設課長（佐藤正好君） 議案書32ページになります。公園費のこれは一番目はレクリエーション公園維持管理事業の中に出てきます修繕料と、それとあわせて関連する原材料費の中の修繕原材料、このことについて、まずお答えをしたいと思います。レクリエーション公園につきましては、インターロッキングブロックの修繕を実施するというところで当初予算に計上させていただいております。公園の閉園後にこの事業をやるということで、まず原材料でありますインターロッキングの発注をしようということで準備を進めましたところ、あそこに設置しているインターロッキングにつきましては、タイル製のものですから、在庫があるというのではなくて、受注製造みたいな状況になるものですから、金額的にも予定していたこの額では無理であるということで、それに伴いまして修繕料も使わなかったということでもあります。これにつきましては、今あるものを使わざるを得ないということで、新年度に予定しておりますバーベキューハウス周辺整備の中でミニショベルだとか、そういった重機も入りますので、そういったものを活用して補修しようということで今回は減額補正をさせていただいたものであります。

それと各公園等維持管理事業の中の修繕料でございます。これにつきましては、確か9月の議会で中央公園のトイレの屋根の修繕をするということで230万円ほど補正をさせていただいたものであります。当初あの屋根につきましては、羽アりにくわれてもうボコボコな状態だということで、一応予算的には全面の工事費で予算を計上させていただきました。実際にめくって様子をみますと西側半分の屋根については、アリの被害にあっていないということで施工面積を東側の痛んだ屋根だけに特定したということで減額になっているものであります。

以上です。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

10番、余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） すいませんちょっと確認です。20ページの配食サービスですけども、障がい者と高齢者がいて、今30人に対象にしてやっているという説明ですよね。そういうことですかという質問と、もう一つ先ほどの質問の中で減ったら増やすというか、そういう意味の対象というか、増やすような道はないのかなということもお聞きしたんですけども、そのことについてお願いします。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） ただいま、配食サービスの関係でございますけども、この配食サービスにつきましては、NPO法人きらきら本舗のほうに配食を委託していただきまして、そちらのほうで作って配食、月、水、金ですね、週に3回配っていただいているものですが、予算上ですね高齢者の部分と障がい者の部分というふうに予算上科目を分けて組んでおりまして、障がい者の方の部分については、今回の補正で7人分を5人に減額させていただいているということの部分と、高齢者の部分については、当初予算のとおり25人分ですか、の部分でとりあえず見込みではいけないのではないかということで、今回の補正には載っていないんですけども、そういう状況でございますので、トータルでいきますと委託総件数はそれぞれ7件と25件ありますので32件ということで予算組んでいましたけれども、今のところ障がい者の方のほうでは5件、それと高齢者のほうが25件なので27件というようになっておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

それと新規、新しくという部分でございますけど、この配食サービスにつきましては、基本的に高齢者でいきますと単独世帯、単身者世帯を対象にしておりますので、いろいろなことで作るのが大変、自分で作るのが大変だということでございますので、そちらのほうの主に包括支援センターの部分でいろいろ高齢者宅をまわって、いろいろな話を聞いた中で配食を希望するというのであれば、配食につなげていくということでございます。そういうような対応をさせていただいております。

また、障がい者の部分については、障がい者の方等と窓口等でもお会いしますが、難しいということであれば配食サービスを勧めていたり、そういうような対応をですね、声かけをして、できるだけ希望者にはあたるようにしているところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

2番、佐藤静基君。

○2番（佐藤静基君） 2番、佐藤です。8ページをお願いいたします。民生使用料の中で先ほどから何点か質問ありましたが、関連してお願いしたいんですが、温泉保養センターの使用料が68万6千円ほど減額になる。中身については説明をいただきましたので理解いたしましたけれども、関連して先に直売所の斡旋をされましたね。何を売っているかちょっと私のがぞいたときには野菜が置いてありましたけれども、この直売所のあれによって集客効果というのはどのように評価されているのか、その利用状況などについて、ちょっと伺いたいと思います。

23ページをお願いいたします。児童福祉総務費の中で、先ほどの説明で乳幼児の医療費助成事業ということで117万9千円ほど減額になっておりますけど、その入院の数字と通院の数字はわかりました。これは人数的にはどのような内容になっているのか伺いたいと思います。

それから、26ページをお願いいたします。農業振興費の中で中ほどにあります鹿電気牧柵設置事業補助金で137万ほど減額になっておりますけれども、説明では26年度でこの事業は終了したというふうに私は聞いたんですけども、その場合、当初計画していただけの事業がすべて終わったのか、これで打ち切りになったのか、計画に対してこの事業が達成されたのかということをお伺いしたいと思います。

それから、29ページですけど上段にあります先ほどから何名かの議員が質問しており

ますが、関連して伺いますが有害鳥獣の駆除事業で大変細かく説明されたんですけれども、過去5年をみても減ったり増えたりして実際はポイントの調査なので、シカが逃げ足が速くて数えができなかったのかどうか、そういうこともちょっと疑念なんです、このことによつて、去年の被害頭数が予想より半分だったということ、頭数が半分であったということですが、農作物の被害というのは、こういう比率でいきますと半分ということとで解釈していいのか、また他の数字があるのか、とらえている数字を伺いたしたいと思います。

続きまして、30ページをちょっとお願いしたいんですが、これも先ほどから出ております町道の除排雪の事業で689万7千円ほど増額補正されておりますけれども、これは要するに説明では今後の予想はできないということですが、現時点では春の排雪までを含めての費用を見積もっているのかというのが1点と、通常ですね、報道によりまして14回だか出動したということがちょっと私の記憶の中にはあるんですが、13回とか14回ってあるんですが、1回出動すると経費としてどれぐらいかかるというふうに理解すればいいんでしょうか。その数字をちょっと教えてほしいと思います。

最後にもう1点お願いします。41ページお願いします。消防費の中の非常備消防費の中で一番上段にございます消防団員活動費として94万5千円ほどありますけれども、これは新団員の数が9名ほどあったと。主な要因はそういうことだというふうに伺ったんですけれども、この9名の入団で主として何に94万5千円がかかったということで解釈すればいいのか、そのことも伺いたしたいと思います。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 8ページの民生使用料の温泉保養センター使用料の中で現在の、保養センターにあります直売所を設置したことによる集客効果というようなご質問というふうに、集客効果というかたちで目に見える数字の部分で出てくる部分ではないというふうには感じている部分ではあります。ただ、利用されている方が年齢が高齢化されているということで車で来られたり、それから歩いて来られたり、自転車で来られたり、おられると思いますので、その中で直売所があれば買い物に行くにも一部の部分ではありますけれども、そこで買っていただければ多少でありますけれども、利便性が高いのかなというふうに思っております。

それから、26ページの農林水産業費の1項、農業費の3目、農業振興費ということで、鹿電気牧柵設置事業補助金ということで137万8千円減になっております。まず、この内訳を説明させていただきます。当初予算は400万円、そのうち鹿柵維持管理組合250万円、それと電牧柵にかかります補助申請が3分の1ということで150万円ということで、当初予算では維持管理組合に対する補助が250万円でシカの電牧柵については150万円ということになります。今回の内訳としまして、維持管理組合については、実績としまして194万1,840円が実績であります。ですので残としましては55万8,160円、もう一つのほうの電気牧柵のほうでありますけれども、実績11件68万円ということで残については82万円あります。55万8,160円と82万円を足して137万8千円の減になっております。ご質問のありました電気牧柵の補助の目的であります、これは当初から3カ年による事業ということでご説明をさせていただきましたし、今回のこの補助制度については、2回目の補助制度でありますので、26年度に打ち切るという

ことで事業の説明当初からさせていただいております。ということで町の助成としては26年度で打ち切りということで考えておりますけども、現在、26年度から実施しております多面的機能支払交付金事業について、今回の電気牧柵事業が対象になっておりますので100%の補助ということでもありますので、利用される方がいるのであれば、そちらのほうの補助を利用して実施をお願いしたいというような説明をしている状況であります。

あと29ページ、有害鳥獣の関連で農作物の被害の状況であります。エゾシカの被害の推移ということで26年度は調査しておりませんが、23年が被害総額4,543万9千円、24年度3,293万円、25年度2,506万9千円ということで被害はどんどん減ってきているという状況であります。シカの駆除の関係で最初に説明させていただいたとおり2年前については、かなりの頭数をとったということで、次の年は少なかったということでもありますけども、実際駆除の回数については増えておりますし、増やしておりますし、それから駆除のやり方についても25年度から道有林に係る駆除について、春先に除雪をしていただいていた駆除を実施しましたが、実際道有林には、すでに4回ほどやっているんですけども、シカをみていないというような状況でありますので、そういう部分でシカが減ってきているというふうにとらえております。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 引き続き、農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 鹿柵の設置状況でありますけども、既に来年度に設置してほしいというような方は実際数件寄せられております。すべて電気牧柵が設置されたかということでもありますけれども、実際にはされていないというのが実態かなということで、前段で説明しましたとおり多面的機能支払交付金の事業により補助金を利用して電気牧柵を利用させていただきたいというような考え方があります。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） 23ページの乳幼児等医療費助成事業の対象者の人数はということのご質問かと思っておりますけども、今年の27年2月末の対象の乳幼児等の対象世帯につきましては264世帯の458人となっていて、458人中未就学児童が247人、小学生が211人となっております。その実際の人数でございますけども、件数と金額でしか今おさえてございませんで、件数的に4,819件ということで、1月末現在がですね、879万8,934円、それに見込み294万6千円を足して補正後が1,174万5千円というようなことになっておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 建設課長。

○建設課長（佐藤正好君） 議案書30ページの除排雪事業に関連しまして、この予算の今回計上した予算については春の排雪までを含めての予算かということなんですけども、実はこの予算につきましては、2月の中旬に予算見積もりを作成してございます。その時点では、過去一番多い時ということで25年度だとか、あるいは平成20年がちょっと多かったんですけども、町内全域の出動というのが10回あったものですから、その時点でもう既に2月中旬で10回出ているものですから、あと4回分だけは、これまでの経過を踏まえたら2月中旬から3月いっぱい4回程度はあるんでなかろうかということで、それと排雪も1回分ということで計上させていただきました。ご説明のとおり2月が中旬以降ですと2回、16日、28日、3月には既に2回出ていますので、ほぼ先ほども河端

議員の質問でお答えしましたけれども、補正で提案した部分も含めると、もう既に使い切る状態だと。今後、当然除雪もさることながら、市街地区の、特に市街地区の排雪関係、あるいは雪の堆積場の関係ですとか、そういったものが出てきます。特に今年の特徴としては、高台地帯の風が非常に強いということもございますので、除雪してからも数日間にわたって除雪に入らなければいけないということがありますから、非常に予算としては、今後大きくまた補正をさせていただかなければ対応できない状況だということでご理解を賜りたいと思います。

それと1回の出動の経費はということでございます。委託路線にかかる業者さんの重機の借上料につきましては、大体1回出れば標準的なものでは五、六十万円というふうにご理解いただければと思います。そしてあとほかに燃料費ですとか、あるいはオペレーターというか、技能員さんたちの賃金がそこに加わってきます。これは雪の量ですとか、風の状態ですとかにもよっていろいろ変わりますけれども、全部含めるとおおむね100万円だというふうにご理解をいただきたい。ただ業者さんの借り上げは1日で終わっても、先ほど言いましたように、その次の日の吹き溜まり箇所の除雪だとか、そういったものは全部直営でやりますから、そういったものは別にまたどんどんかかってくるということでもあります。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 41ページの消防費の内訳のうちの消防団費の消防団員活動費の追加補正の関係でございますけれども、副町長からの説明にありました9名の新たに入団された方などが影響してということでお話しておりますけれども、これにつきましては、定例で訓練をやっております。それらの出動費、それから研修会、行事、それから演習等への参加人数に跳ね返ってくるというようなことで出動経費が増額となるということでございます。

その他、昨年4月に発生しました火災、これが長時間に及んだということで、9時間以上の出動があったというようなことです。その方たちが30人ほどおりました。それらの火災出動分で38万3千円の支出増となったということ。

それから、先ほど申し上げました定例の訓練の出動数、年間延べ851人みておりましたけれども約950人ぐらい見込まれるということで34万1千円ほど増額となる。

それから、研修会、演習、行事等への参加分ということで、おおむね30万円ぐらい増となることが見込まれるということで94万5千円の追加補正をさせていただいたというものでございます。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

上原豊茂君。

○5番（上原豊茂君） 29ページなんですけれども、林業振興費の関係であります。ここで先ほど説明あったときに民有林振興事業の関係で苗木の不足による事業の見送りがあったというふうに説明があったと思っております。このことで、この事業が見送りですから先延ばしになっていくという状況なのかどうかというのと、この面積がどのぐらいの面積になるのか。

もう一つは、こういう状況が今後も続く可能性があるのかどうか、町有林の植林等々に

影響がないのかどうか、その辺の見通し等についてもお示しをいただきたい。

それと31ページ、河川費の関係でありますけれども、説明の中でこの費用について、多面的機能支払交付金によって置き換えられているという説明がございました。道路維持管理等についても同じだと思うんですけども、これらについて、例えば地域の中でそういう平均的なかたちで今説明のあったような方向で進められているのかどうか。課題がないのか。その辺について、もし実情がわかればお示しをいただきたいと思います。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 議案書29ページ、2目、林業振興費の民有林振興事業の中の民有林振興事業費補助金の減であります。まず先送りの話であります。これ民有林でありますので新生紀森林組合さん、それから北見市の関連の民間の事業所ということで町内の部分であります。この部分について、苗木が不足しているというような状況であります。これは林齢の部分でちょうど端境期^{はぎかいき}というんですか、その部分で苗木が不足しているというような状況だったというように聞いております。

それと2点目の面積でありますけども、当初50haの予算であったものが、実績で18.48haということの数字になっております。

三つ目の町有林への影響はないのかということでもあります。26年度については、当初苗木が不足するというので既に情報がありましたので、誠に申し訳ないんですけども、町有林については、先に確保させていただいて事業を実施したというような状況にありますので、町有林については、影響がなかったということでもあります。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 建設課長。

○建設課長（佐藤正好君） 議案書31ページにあります中ほどの河川総務費の河川維持管理事業の中でお尋ねでございますけれども、今回、報償費、それと使用料及び賃借料の減額につきましては、議員おっしゃるとおり、広域環境保全会の事業が実施されるということで、それに伴う減でございます。実際に事業を実施するにあたりましては、地域の担当の役員さんですとか、あるいは保全会の役員さんたちともいろいろ意見交換をさせていただいた。それで何せスタートが非常に遅れたという部分があったということも事実でございますので、とりあえず保全会として、できることは今年やっってくださいというお願いをしながら、まずやってみないといろいろな問題点が出てこないでしょうということ、何とかうちでやるものと保全会がやるものと、その色分けをしながら、仕分けをしながら何とかこの1年やってきたというのが現状でございます。ただ中には、例えば道路の土砂上げでも畑からの表土流出だとか、明らかに農業者の原因になるものについては、保全会の中でお願いしますねということもお願いしながら、場合によっては、これはもう農地に関係なく経年的なもので土砂がたまっているところについては、町でやらざるを得ないですねというようなことも話しながら今年1年間進めてきたと。次年度というか、新年度以降につきましては、町のほうの予算の方式も多少変わった部分もございまして、基本的にはできる限り保全会の事業でお願いしたいということで進めてございます。保全会の会長さんだとかにもそういった協力というかお話もさせていただきました。今回、事務局の体制もしっかりしてきましたので、事務局さんも含めていろいろ相談をさせていた

だいたのところであります。実際にこれから保全会で今これから進めることについては、農林商工課長のほうからお答えするという事なんですけれども、いずれにしても保全会には、もう当然予算があつての話になりますから、それでどうしても手に負えないものは、町としてもやらざるを得ないんでないかという考え方でおりますので、今のところそういったことが原因で地域が手に負えない状況になるということはないのではなかろうかと思っております。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 保全会の27年度のスケジュールということで、現在、事務局のほうから連絡がきております。各実践会の土木事業の要望について、取りまとめをしている最中ということを知っております。それで27年度の実施については、随時その取りまとめが終わり次第、建設課と協議させていただいて事業をどういうふうにするかというのは協議がこれから始まるというふうに聞いております。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

3番、西山由美子君。

○3番（西山由美子君） 3番、西山です。1点だけちょっと気になる点なんです、35ページの幼稚園費の中で保育指導員が1名退職されたということですが、指導員の今後のこども園などに向けた指導員数の補充というか、そこに影響はないのかどうか、それ1点だけお伺いします。

○議長（橋本憲治君） 幼稚園・保育園・子育て支援センター事務長。

○幼稚園・保育園・子育て支援センター事務長（中山信也君） 今、西山議員から35ページの幼稚園費の保育指導員が退職してということでご質問がございました。12月いっぱい退職されました、1月からにつきましては、今まで代替で来てもらっていた方に常時入ってもらうようなかたちで今進めているところです。また4月以降につきましては、体制を組み替えてやっていく予定としておりますので、そのようなかたちで進めたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第4号の質疑を終了いたします。

次に、議案第5号の質疑を許します。議案書45ページでございます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第5号の質疑を終了いたします。

次に、議案第6号の質疑を許します。議案書57ページでございます。

ご質疑ございませんか。

7番、工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 7番、工藤です。一つだけ、後期高齢者医療にかかわって、59ページの保険料の関係でちょっと質問したいというか、お聞きしたいんですけれども、今回の補正で特別徴収保険料並びに普通徴収保険料がこのようなかたちで予算としておりますけれども、後期高齢者の医療保険の中で26年度分の中でこの具体的な数字は別にしてまして滞納とか、そういった状況がどうなっているのか、本町の保険料の滞納も含めて現

年度分としてどうなっているのか、あるいは滞納繰越分も含めた中では実態としてどうなっているのかについてお聞きしたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） ただいま、滞納の関係についてのご質問でございますけれども、25年度分につきましては滞納分としまして1件の45万2千円の滞納分がございまして、それが26年度に滞納して繰り越してきたと。現状としまして今いろいろ臨戸訪問等を重ねまして、現在のところ1月末現在14万8,400円を納入していただいて、残り30万4千円となっているところでございます。今後につきましても電話勧奨とか訪問を繰り返しまして、その部分については、納入をお願いしていきたいというふうに考えております。26年度の部分の状況ということでございます。これにつきましては、ちょっと今、資料が手元にございませんで後ほど答えさせていただきたいと思っておりますけれども、お願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 2点目は、後ほど回答をするということであります。

ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第6号の質疑を終了いたします。

次に、議案第7号の質疑を許します。議案書62ページでございます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第7号の質疑を終了いたします。

次に、議案第8号の質疑を許します。議案書70ページでございます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第8号の質疑を終了いたします。

次に、議案第9号の質疑を許します。議案書76ページでございます。

ご質疑ございませんか。

5番、上原豊茂君。

○5番（上原豊茂君） 78ページなんですけれども、この中で水質検査手数料について140万円の減ということでもあります。もちろんそれぞれが飲料水として利用しているわけですから、水質検査の手数料が当初予算よりも140万円減になるということに対してちょっと違和感を感じるんですけれども、この辺、水質検査手数料をこれだけ回数等を落とすとしても問題ないというふうにおさえていいのかどうか。入札残と臨時検査減少ということですけども、実際に入札残との金額の分別を示していただけたらというふうに思います。以上です。

○議長（橋本憲治君） 上下水道課長。

○上下水道課長（遠藤琢磨君） ただいま、水質検査の手数料に関してご質問いただきました。まず、水質検査の回数につきましては、予算を減額しておりますが、回数を減らしたということではございません。水質検査につきましては、毎月1回必ず全上水行っております。法定で決められた水質検査を行っております。今回の減額につきましては、た

だいまお話にもあったように入札結果の残によるものが主でございまして、当初の予算、設計では291万9千円で設計をいたしまして、入札を執行いたしました。その結果、落札した額が159万1千円ということで、約132万円ほど減額になったということでございます。これにつきましては、旭川にあります水質検査の会社が落札してございます。

それから、臨時試験につきましては、当初みてございましたが、今年度につきましては、1回だけ施工したということで、普通は通常検査で間に合うということですので、その部分で7万2千円の減額、あわせまして140万円の減額ということでございますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第9号の質疑を終了いたします。

ここで、先ほど答弁漏れがありました福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） 先ほど、後期高齢者医療の保険料の今年度、26年度の滞納状況はどうかということでございますけど、現時点では4件ありまして、金額で64万6,800円となっております。これについては、改めてまた臨戸訪問行って勸奨して徴収を進めていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） これより、一括議題の討論を行います。

討論にあたっては、議案番号を指定してから討論願います。

まず、各案に対する反対討論の発言を許します。

反対討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 次に、各案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって、討論を終了いたします。

これより一括議題の議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号の採決をいたします。

討論のなかった案件については、一括採決をいたします。

議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号は、いずれも原案のとおり可決されました。

ここで、午後3時35分まで休憩をいたしたいと思います。

休憩 午後 3時25分

再開 午後 3時35分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

◎平成27年度予算案の提案にあたって

○議長（橋本憲治君） 次に、日程第10、町長から平成27年度予算案の提案にあたっての説明がございます。

町長。

○町長（菊池一春君） 平成27年第1回定例町議会が開会され、平成27年度予算案を提案するにあたり、その概要等を申し上げ、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

議員の皆様には、既にご承知のとおり、今年は統一地方選挙の年であります。4月12日には北海道知事、北海道議会議員選挙、4月26日には町長、町議会議員選挙が行われることになっておりますことから、今年度の主要な施策などにつきましては、改選後に示されるべきものと考えているところでございます。

私は、平成19年町長就任以来「みんなで創る訓子府の元気」を基本理念におき、2期目の平成23年からは「町民にやさしいまちづくり」をめざして、福祉や教育を充実させ、基幹産業である農業とともに、商工業を発展させるため、訓子府の元気、新しい「七つの約束」を掲げ、その実現に向けて、全力を注いでまいりました。

この4年間、町議会の皆様をはじめ、町民の皆様並びに関係各方面からのご支援、ご協力を賜り、その成果が徐々にではありますが、形として表れてきているものと感じているところであります。

さて、国の地方財政対策は、昨年成立しました「まち・ひと・しごと創生法」により、地方創生元年として「まち・ひと・しごと創生事業費」として1兆円をはじめ一般財源総額で過去最高額の61.5兆円が計上されております。

しかし、地方交付税及び臨時財政対策債につきましては、あわせて1.2兆円の減額となっており、歳入の5割以上をこれらの財源に依存している本町としましては、その算定が懸念されるところであります。

先ほども申し上げましたけれども、平成27年度当初予算は、新規の政策予算などを除くいわゆる骨格予算となっておりますが、町民にやさしい町づくりを基調に、財政健全化戦略プランの継続による一般行政経費の縮減と中長期の財源確保見通しに基づく予算規模の設定などに留意しながら、一方でまちづくりの視点に立った施策の継続を中心に予算編成にあたったところでございます。

その主なものとしたしましては、し尿処理に係る旧端野処理場解体事業、訓子府北西地区、高園地区、川南地区の道営農地整備事業、南7線農道改良を行う道営柏丘北地区農地整備事業、訓子府西31号線地区農地整備事業などの農業基盤整備事業、共同利用模範牧場作業用機器等更新事業、橋梁長寿命化修繕計画工事、酒谷川と紅葉川の河川改修事業、未広団地公営住宅整備事業などの投資的事業、また、バス通学定期等運賃補助、社会福祉協議会活動費補助金、訪問介護支援事業補助金及び居宅介護支援事業補助金などの補助奨励費のほか、扶助費、高齢者在宅サービス事業や小中学校の臨時講師配置事業などの福祉・教育関連予算をはじめ、年度当初から予算措置が必要な事業等に配慮して計上しております。

また、特別会計及び企業会計につきましては、各会計の趣旨を考慮しながら年間予算を計上させていただきました。

町政の総体的な執行方針につきましては、改選後に示させていただくこととなりますが、

当初予算案につきましては、行政の責務であります継続性や住民福祉の増進に十分な配慮をさせていただきましたので、ご理解を賜りたいと存じます。

最後に、この4年間、町議会議員の皆様をはじめ、町民の皆様から寄せられたご厚情に対しまして深く感謝申し上げますとともに町民が主役で元気で住みよいまち「くんねっぷ」となるよう、今後とも一層のご理解、ご指導、ご協力を心からお願い申し上げまして、平成27年度予算案を提案するに当たりましての町政の概要とさせていただきます。

○議長（橋本憲治君） 以上をもって、説明を終了いたします。

◎議案第18号、議案第20号、議案第21号、議案第23号、議案第10号
議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号
議案第16号、議案第17号

○議長（橋本憲治君） この際、日程第11、議案第18号、日程第12、議案第20号、日程第13、議案第21号、日程第14、議案第23号、日程第15、議案第10号、日程第16、議案第11号、日程第17、議案第12号、日程第18、議案第13号、日程第19、議案第14号、日程第20、議案第15号は、関連する議案なので、一括議題といたします。

まず、予算関連議案から、提案理由の説明を求めます。

最初に、議案第18号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書86ページでございます。

総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 議案書の86ページをご覧ください。

議案第18号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の給与に関する条例（昭和26年条例第3号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

今回の改正内容につきましては、下の説明文にありますように2点であります。

1点目が、自己の所有に属する住宅に居住している職員等の住居手当の額の改正。

2点目が、昨年8月7日の人事院から、地域間・世代間の給与配分の見直しなど、給与の総合的見直しを本年4月1日から施行することについても勧告がございましたので、国家公務員の給与規定に準じて給料表の改定を行うものであります。

この改定により、現行の給料表と比べ、平均2%程度の引き下げとなります。

次の87ページ以降に改正条文がありますのでご覧いただきたいと思います。

条文の中身でございますが、第9条の2第2項第2号は「自己の所有に属する住宅に居住している職員等の住宅手当の額」を規定しておりますが、現行月額1万円を7千円に改正するものでございます。

次に、別表第1、これは「給料表」でございますが、次の88ページから90ページまでのように改正するものでございます。

最後に、87ページの附則をご覧ください。

第1条では、施行期日を規定してありまして、平成27年4月1日から施行。

第2条では、切替日前の異動者の号俸の調整。

第3条、第4条では、給料の切替えに伴う経過措置が規定されておりますが、第3条第

1項では、切替後の給料月額が切替日の前日に受けていた給料月額に達しないこととなる場合は、平成30年3月31日までの間、その差額を支給する、いわゆる現給保障について規定されております。

第5条は、条例施行に関し必要な事項は、規則に委任する旨規定しております。

以上、議案第18号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第20号 訓子府町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書97ページです。

建設課長。

○建設課長（佐藤正好君） 議案第20号の提案説明を申し上げます。議案書の97ページをご覧くださいと思います。

議案第20号 訓子府町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

訓子府町手数料徴収条例（平成12年条例第8号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものであります。

記としまして改正文を載せておりますが、このたびの改正につきましては、下の説明に記載してありますとおり地籍調査に関する手数料に地番図電子データの交付手数料を追加するため、訓子府町手数料徴収条例を改正しようとするものであります。

改正内容であります。訓子府町手数料徴収条例の第2条第1項第33号ア、これは地籍調査に関する手数料のうち、交付に関する手数料を規定しておりますけれども、その中の末尾の号である（キ）の次に、次のように加えるものでありまして、加える事項としましては、（ク）地番図電子データ1件につき6万2千円であります。

なお、この手数料の額は、全町分の地籍図集成図の枚数を基に決定したものであります。

附則でありますけれども、この条例は平成27年4月1日から施行することとしております。

以上、議案第20号について、提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第21号 訓子府町道路占用条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書98ページです。

建設課長。

○建設課長（佐藤正好君） 議案第21号の提案説明を申し上げます。議案書の98ページお聞きください。

議案第21号 訓子府町道路占用条例の一部を改正する条例の制定について。

訓子府町道路占用条例（昭和39年条例第14号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものであります。

記としまして、次ページに改正文を載せておりますが、このたびの改正につきましては、下の説明に記載しておりますとおり、準用している国の道路占用料が改定されたことを受け、訓子府町道路占用条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容につきましては、次のページに改正案を載せておりますが、この条例の別表を次のように改めるものであります。

説明につきましては、101ページと102ページにあります占用料の新旧対照表により説明させていただきますので、ご覧をいただきたいと思います。

別表の一番上の第一種電柱、これが本町の道路占用料に占める割合が最も多い物件でございますけれども、現行1本につき1年で770円ですけれども、これを310円に引き下げるものであります。

次いで2番目に割合の多い第一種電話柱、上から4段目の金額になりますが、現行1本につき1年で690円ですが、これを280円に引き下げるものであります。以下同様にご覧をいただきたいと思いますが、全体的に4割程度の額に改定するものであります。

なお、今回の改正にあたりまして、本町に該当する可能性があるものとして、102ページの表の下の方にあります3項目を追加してございます。

「新規」というふうに表記しておりますけれども、「政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物」につきましては、災害時において国、地方公共団体又は日本赤十字社が建築する応急仮設建築物であり、道路の上空に設けるものについてはA、このAというのは近傍類似の土地の時価を表しておりますが、これに0.02を乗じて得た額を占用料としております。次の項目にある「その他のもの」、例えば道路上にかかるものについては、Aに0.028を乗じて得た額を占用料にすることを規定しております。

一番下の「政令第7条第12号に掲げる器具」につきましては、道路の区域内の地面に設ける自転車やバイク等を駐車させるために必要な車輪止め装置に係る規定でございます。占用料につきましては、同じくAに0.028を乗じて得た額としております。

また、本町に該当のない項目として、表の下に記載している5項目があると思いますけれども、これについては、今回の改正にあわせ整理することとし、表から削除しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

100ページに戻りまして、附則であります。この条例は平成27年4月1日から施行することとしております。

以上、議案第21号について提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第23号 訓子府町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書105ページでございます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） 議案書の105ページをお開き願います。

議案第23号 訓子府町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

訓子府町介護保険条例（平成12年条例第11号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものであります。

このページの一番下の説明欄にもありますように第6期介護保険事業計画期間中の平成27年度から平成29年度までの保険料率及び介護予防・日常生活支援総合事業等の経過措置について定めるものであります。

記以下について、説明させていただきます。

別紙としておりますが、新旧対照表でご説明したいと思います。108ページをご覧いただきたいと思います。

新旧対照表を載せてございますが、表の右側が現行、左側が改正案となっております、改正部分に下線を引いてございます。

第3条は、保険料率の規定であります。平成24年度から平成26年度までの第5期介護保険事業計画が終了し、第6期介護保険事業計画期間中の平成27年度から平成29年度までの保険料率を新たに設定するものであります。

添付資料でご説明いたします。110ページをご覧くださいと思います。

左側が第5期、右側が第6期となっております、それぞれ保険料率と年額保険料の対比となっております。まず、表の右上に表示しておりますとおり基準月額が第5期3,700円に対し、第6期はサービス給付費の上昇等により4,200円に引き上げとなります。

次に、国の見直しにより保険料段階については、第1段階と第2段階が統合され、新たに第9段階が増設されております。

なお、保険料率（基準額に対する割合）につきましては、従来の率を踏襲することとしております。増設された第9段階については、国の保険料率に準じることとしております。

結果としまして、第1号被保険者が負担する年額保険料は、それぞれ右側の欄に記載しているとおりに改定されるものでございます。

109ページに戻りまして、第5条につきましては、賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合の月割賦課についての規定ですが、省令規定条項の適用が変更となったことによる改正となります。

次に、附則であります。106ページをご覧くださいと思います。

第1条は、施行期日の規定ですが、この条例は平成27年4月1日から施行するものであります。

107ページに進みますが、第2条は、地域包括ケアの中核となります地域支援事業に新たに4つの事業が位置付けられることとなりますが、それぞれの事業について、開始時期の経過措置があり、その時期を条例で規定するものであります。

参考までに、第1項は「介護予防・日常生活支援総合事業への移行」について、第2項は「医療と介護の連携を推進する事業」、第3項は、「高齢者の生活支援等を充実する事業」、第4項は「認知症高齢者に対する総合的な支援を行う事業」となっております、第1項と第3項、それと第4項につきましては、新しいサービスの受け皿の確保や体制整備が必要なことから、平成29年4月からの実施としております。

また、第2項の「医療と介護の連携を推進する事業」につきましては、医療機関や他市町との調整が必要となりますことから、国の猶予期間と同じ、平成30年4月からの実施としております。

第3条は、条例第3条に規定する保険料の適用についての経過措置となっております。

以上、訓子府町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

◎散会の宣告

○議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ散会いたしたいと思っております。これにご異議ございません

か。

(「異議なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定いたしました。

ご苦勞様でございました。明日も午前9時30分より開会いたしますので、ご参集よろしくお願いをいたしたいと思ひます。

終わります。

散会 午後3時56分